

平成 30 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況
(令和元年 11 月 5 日現在)

一目次一

平成 30 年秋の年次公開検証対象事業

・ 地域における介護サービス	1
・ 「ジョブ・カード」を活用した雇用型訓練	4
・ スーパーグローバル大学	6
・ 国立大学法人運営費交付金	8
・ 産学官連携・大学発ベンチャー創出	11
・ 下水道事業の PFI の推進	14
・ 空港整備事業	17
・ 訪日外国人の受入環境の整備	19
・ 農地の集積・集約の促進	20
・ 林業の成長産業化	23
・ 技術協力（JICA運営費交付金）	26
・ 新エネルギー	29
・ 省CO ₂ 対策（エネルギー対策特別会計）	31
・ 統計調査のオンライン化	32
・ 基金	35

平成 30 年「通告」対象事業

・国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業	40
・高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業費	41
・防衛省A.Iデータ管理基盤（クラウド）の整備	42

平成 30 年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省の対応状況
(令和元年 11 月 5 日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	地域における介護サービス		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に介護費用が増大することが見込まれる一方、国民の負担にも限界がある中で、介護保険によるサービスの持続可能性を確保するためには、保険者である市町村が地域の特性に応じて介護サービスを効率的・効果的に提供することが求められている。 ・しかしながら、市町村の人員やノウハウ等には課題や地域差がある他、広域的な調整が必要な場合等もあることから、<u>都道府県は、創意工夫のある好事例を横展開するなどを通じて、市町村に対する支援の強化・充実を促進すべき</u>である。 ・また、<u>保険者機能強化推進交付金については、こうした都道府県や市町村による取組度合いや進捗状況を確認できるよう、適切な評価指標を盛り込むことで「見える化」を一層進めていくべき</u>である。加えて、財政的インセンティブによる機能強化を図るために、<u>定量的なアウトカム指標の比重を高めることや、地域支援事業の介護予防サービスを受ける「要支援者」の状態変化等に関するアウトカム指標を追加することなどを次回平成31年度交付分に向けて検討すべき</u>である。 ・<u>地域支援事業においては、日常的な分析把握により要介護認定の変化等に効果のある取組を特定し、速やかにその横展開や保険者機能強化推進交付金の指標への反映等により、市町村や都道府県の取組の底上げを図っていくべき</u>である。 ・<u>要介護者の中でも比較的軽度と考えられる者に対する生活援助サービス等については、地域支援事業に統合することにより、各事業主体におけるスケールメリットも期待できるため、サービスの質の確保を前提に、今年度の全市町村に拡大されている地域支援事業の実施状況等も踏まえて、来年度において、地域支援事業への段階的移行について具体的に検討を進めるべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に介護費用が増大することが見込まれる一方、国民の負担にも限界がある中で、介護保険によるサービスの持続可能性を確保するためには、保険者である市町村が地域の特性に応じて介護サービスを効率的・効果的に提供することが求められている。 ・しかしながら、市町村の人員やノウハウ等には課題や地域差がある他、広域的な調整が必要な場合等もあることから、<u>都道府県は、創意工夫のある好事例を横展開するなどを通じて、市町村に対する支援の強化・充実を促進すべき</u>である。 	<p>○ 保険者機能強化推進交付金の現在の都道府県の評価指標には、市町村の取組を後押しするため、都道府県による好事例の発信、地域の実情や課題の把握、保険者ニーズを踏まえた支援等を評価する項目を既に盛り込んでいる。</p> <p>平成31年度の都道府県の評価指標については、今年度の評価結果を踏まえ、市町村が地域の特性に応じた介護サービスをより効率的・効果的に提供できるよう、<u>創意工夫のある好事例の横展開等をこれまで以上に促進するための見直しを検討し、反映する。</u></p> <p>(スケジュール) <u>早期に都道府県による市町村に対する支援強化・充実が図られるよう、上記対応について、今年度中を目途に方針を固める。</u></p>	<p>左記対応方針を踏まえ、令和元年度の都道府県の評価指標については、都道府県による市町村に対する支援の強化・充実を図るため、以下のように改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村の評価結果の状況を評価する指標を追加 ・得点が著しく低い市町村がある都道府県を減点する指標を追加 ・抽象的な指標の具体化（「管内における取組の横展開」等） <p>(令和2年度概算要求での改善状況) 令和元年度当初予算において既に指摘事項を反映済み。令和2年度以降においてもこれを継続。</p>	

<p>・また、保険者機能強化推進交付金については、こうした都道府県や市町村による取組度合いや進捗状況を確認できるよう、適切な評価指標を盛り込むことで「見える化」を一層進めていくべきである。加えて、財政的インセンティブによる機能強化を図るため、定量的なアウトカム指標の比重を高めることや、地域支援事業の介護予防サービスを受ける「要支援者」の状態変化等に関するアウトカム指標を追加することなどを次回平成31年度交付分に向けて検討すべきである。</p>	<p>○ 平成31年度の評価指標については、今年度の評価結果を踏まえ、<u>インプット指標に代えてアウトプット指標を増やし「見える化」を進め</u>る。加えて、定量的なアウトカム指標の比重を高めるとともに、「要支援者」の状態変化等に関するアウトカム指標を追加することなどを検討し、反映する。</p> <p>(スケジュール) <u>上記対応について、今年度中を目途に方針を固める。</u></p>	<p>平成30年12月20日に公表された新経済・財政再生計画改革工程表2018において、「保険者機能強化推進交付金の評価指標に基づく評価結果を公表し、各保険者等における取組状況の「見える化」を推進」し、「評価指標等について、その運用状況等を踏まえ、より自立支援・重度化防止等に資するものとなるように改善。」とされた。</p> <p>新経済・財政再生計画改革工程表2018や左記対応方針等を踏まえ、令和元年度の評価指標については、以下のように改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な指標の具体化（「地域ケア会議が発揮すべき機能」等） ・要介護状態の維持・改善の状況等（アウトカム指標）について、軽度者と中重度者とに区分して精緻化すると共に配点を増加（20点→60点）して比重を高める（3%→都道府県8%、市町村9%） <p>(令和2年度概算要求での改善状況) 令和元年度当初予算において既に指摘事項を反映済み。令和2年度以降においてもこれを継続。</p>	
<p>・地域支援事業においては、日常的な分析把握により<u>要介護認定の変化等に効果のある取組を特定し、速やかにその横展開や保険者機能強化推進交付金の指標への反映等により、市町村や都道府県の取組の底上げを図っていくべき</u>である。</p>	<p>○ 指摘を踏まえ、自立支援・介護予防の取組強化の観点から、市町村が状態像の変化等に効果のある取組をより効率的・効果的に提供できるよう、<u>介護予防・生活支援サービス事業を中心とする総合事業の推進策について、関係審議会等において検討を行っていく。</u></p> <p>(スケジュール) <u>早期に市町村・都道府県の取組の底上げを図れるよう、上記の対応について平成31年度中を目途に方針を固める。</u></p>	<p>左記対応方針を踏まえ、対応を進めることとし、平成31年2月より、社会保障審議会介護保険部会での議論を開始した。</p> <p>(令和2年度概算要求での改善状況) 地域支援事業については、多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進するための必要な費用を計上しているが、具体的には部会での議論を踏まえつつ検討していく。</p>	

<p>・要介護者の中でも比較的軽度と考えられる者に対する生活援助サービス等については、地域支援事業に統合することにより、各事業主体におけるスケールメリットも期待できるため、サービスの質の確保を前提に、今年度の全市町村に拡大されている <u>地域支援事業の実施状況等も踏まえて、来年度において、地域支援事業への段階的移行について具体的に検討を進めるべき</u> である。</p>	<p>○ 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行については、新経済・財政再生計画改革工程表 2018において、「2020 年度までに、地域支援事業への移行を含めた方策について、関係審議会等において第 8 期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」と記述されている。この記述に沿って対応を行うとともに、指摘も踏まえつつ、<u>実施主体である市町村をはじめとする関係者の意見も伺いながら、検討を行っていく。</u></p> <p>(スケジュール) <u>上記の対応について平成 31 年度末までに必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>左記のとおり、平成 30 年 12 月 20 日に公表された新経済・財政再生計画改革工程表 2018において、「2020 年度までに、地域支援事業への移行を含めた方策について、関係審議会等において第 8 期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」とされた。</p> <p>新経済・財政再生計画改革工程表 2018、左記対応方針及び検討結果を踏まえ、取組を進めることとし、平成 31 年 2 月より、社会保障審議会介護保険部会での議論を開始した。</p> <p>(令和 2 年度概算要求での改善状況) 地域支援事業については、多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進するための必要な費用を計上しているが、具体的には部会での議論を踏まえつつ検討していく。</p>	
--	--	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	「ジョブ・カード」を活用した雇用型訓練		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードセンターは、元々、雇用型訓練支援を中心活動してきたが、近年、雇用型訓練の利用者が減少傾向にある中、<u>ジョブ・カードの利用促進に向けて効率的・効果的に機能しているか、また、機能していない場合にはその要因は何か、という点について明確に検証すべき</u>である。その上で、雇用型訓練の重要性にも配慮しつつ、人生100年時代を見据え、今後重要となる意欲ある中高年齢者の円滑なキャリアチェンジ支援など、働き手や企業における現在のニーズを踏まえて、<u>キャリア・プランニングや職業能力証明のツールとしての普及促進活動をより強化するなど、新しい方向に向けて必要な見直しを行うべき</u>である。 ・ジョブ・カードがキャリア・プランニングや職業能力証明のツールとして企業において活用されているか、その効果を適切に測定できるアウトカム目標を設定すべきである。 ・政府全体で、調達改善の一環として、一者応札の改善に努めているところ、ジョブ・カードセンターの設置運営については、競争性の確保を図るため、サポートセンターの設置数も含めて、<u>入札仕様の妥当性を検証し、その結果を踏まえつつ、ジョブ・カードが目指す目的を最も良く達成する委託先を選定できるよう、入札方法について必要な見直しを行うべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードセンターは、元々、雇用型訓練支援を中心活動してきたが、近年、雇用型訓練の利用者が減少傾向にある中、<u>ジョブ・カードの利用促進に向けて効率的・効果的に機能しているか、また、機能していない場合にはその要因は何か、という点について明確に検証すべき</u>である。その上で、雇用型訓練の重要性にも配慮しつつ、人生100年時代を見据え、今後重要となる意欲ある中高年齢者の円滑なキャリアチェンジ支援など、働き手や企業における現在のニーズを踏まえて、<u>キャリア・プランニングや職業能力証明のツールとしての普及促進活動をより強化するなど、新しい方向に向けて必要な見直しを行うべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードセンターの業務については、雇用型訓練実施企業以外の企業等に対する開拓・支援等の取組が不十分であった。このため、平成31年度以降は、ジョブ・カードセンターの各業務に目標を設定し、効果を検証できるようにするほか、雇用型訓練実施企業の開拓・支援を継続しつつ、<u>ジョブ・カードを活用してキャリアコンサルティングを実施する企業等の開拓・支援等の取組を強化する。</u> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対応について、平成31年度事業から反映させる。 	<p>・平成31年度からジョブ・カードセンターの業務を見直し、雇用型訓練に係る支援だけでなく、ジョブ・カードを応募書類として活用する企業、実務経験の評価やキャリアコンサルティングのツールとして活用する企業等の開拓及びそれらの企業への支援を重点的に実施している。あわせて、具体的な目標設定をすることにより、メリハリのきいた業務運営を実施している。</p> <p>(令和2年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から、ジョブ・カードセンターを労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施するキャリアサポートセンター（仮称）として再整備することとしている。その中で、労働者に対して高齢期を見据えたキャリアプラン再設計についてジョブ・カードを活用しながら支援するほか、企業に対してジョブ・カード制度の周知、ジョブ・カード制度活用企業の開拓等を行う予定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードがキャリア・プランニングや職業能力証明のツールとして企業において活用されているか、その効果を適切に測定できるアウトカム目標を設定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードセンターの業務内容にアウトカム目標を設定し、支援対象企業におけるジョブ・カードの活用効果を適切に測定できるようにする。 ・新ジョブ・カード制度全体におけるジョブ・カードの活用による効果については、<u>効果測定の</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度からジョブ・カードセンターの業務について、具体的な目標設定をすることにより、メリハリのきいた業務運営を実施している。 ・平成31年度から見直しをしたジョブ・カードセンターの事業実施状況を踏まえ、引き続き適切な効果測定の検討を行う。 	

	<p><u>手法も含め継続的に検討を行う。</u></p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>上記の対応について、平成 31 年度事業から反映させる。</u> 		
<ul style="list-style-type: none"> ・政府全体で、調達改善の一環として、一者応札の改善に努めているところ、ジョブ・カードセンターの設置運営については、競争性の確保を図るために、<u>サポートセンターの設置数も含めて、入札仕様の妥当性を検証し、その結果を踏まえつつ、ジョブ・カードが目指す目的を最も良く達成する委託先を選定できるよう、入札方法について必要な見直しを行うべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域ジョブ・カードサポートセンターを 60 箇所以上設置」との要件を廃止する等、入札要件の見直しを行い、実質的な競争性の確保を図ることとする。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対応について、平成 31 年度事業の入札から反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードサポートセンターの設置数等を見直し、平成 31 年度予算においては、当初要求額より約 7 億円の削減を行った(24 億→17 億)。 ・平成 31 年度事業の入札においては、「地域ジョブ・カードサポートセンターを 60 箇所以上設置」との要件を廃止する等、入札要件の見直しを行うことで競争性を確保したことにより、一者応札が解消された。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	スーパーグローバル大学		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業達成時のスーパーグローバル大学（SGU）の社会における機能が明確とは言えない。文部科学省は、<u>目指すSGUの具体像を示すべきである。さらに、そこに至るロジックモデルをバックキャスティングを通じて示し、SGUが実現できることを明確にする。</u> ・各SGUはその属性や比較優位性を踏まえたロジックモデルを構築するとともに、定性的または定量的なアウトカム目標を公開し、それを達成していくことを示さなければならない。一方、目標に至るための計画及びアウトプットなどのプロセスの評価による支援の急激な変動は、目標達成に支障をきたし、本事業目的には逆効果の恐れがあるため、<u>評価の対象は基本的にアウトカムに限定されるべき</u>である。 ・本事業の目的が、本来各大学の自主努力によってなされるべきことに鑑み、事業としての予算規模が段階的に縮減していくことも前提に、<u>各SGUには自走化への計画を示し、それを具体的に進めながら、その進捗を公表していくことが求められる。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議 (令和元年11月5日) 時点における進捗状況	備考
・本事業達成時のスーパーグローバル大学（SGU）の社会における機能が明確とは言えない。文部科学省は、 <u>目指すSGUの具体像を示すべきである。さらに、そこに至るロジックモデルをバックキャスティングを通じて示し、SGUが実現できることを明確にする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の年次公開検証時に作成した SGU の具体像を含むロジックモデルを修正し、SGU ホームページにて公表する。 (スケジュール) ・SGU の具体像を含むロジックモデルについては、秋の年次公開検証時の指摘を踏まえ、現時点の修正を行い、平成 30 年 12 月 28 日に SGU ホームページにて公表した。 ・SGU の具体像を含むロジックモデルは以下において作成する各採択大学のロジックモデルを参照し、今後、SGU の具体像を含め、見直し・改善を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、以下に示す各採択大学のロジックモデルを参照し、既に作成した SGU のロジックモデルについて、見直し・改善を図っていく。 (令和 2 年度概算要求での改善状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデルで示した中長期アウトカムの実現に必要な経費を要求。 	https://www.jsps.go.jp/j-sgu/logicmodel.html
・各SGUはその属性や比較優位性を踏まえたロジックモデルを構築するとともに、定性的または定量的なアウトカム目標を公開し、それを達成していくことを示さなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・各採択大学において、アウトカム目標を含むロジックモデルを作成し、SGU ホームページにて公表する。 (スケジュール) ・2019年1月中に作成依頼を行い、年度末までに公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各採択大学において、アウトカム目標を含むロジックモデルを作成し、2019年3月29日までに公表した。その後、SGU ホームページ(日本学術振興会)にて、各採択大学のロジックモデルをまとめたページに掲載した。(2019年4月18日) (令和 2 年度概算要求での改善状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデルで示した中長期アウトカムの実現に必要な経費を要求。 	https://www.jsps.go.jp/j-sgu/h26_kekka_saitaku.html

<p>一方、目標に至るための計画及びアウトプットなどのプロセスの評価による支援の急激な変動は、目標達成に支障をきたし、本事業目的には逆効果の恐れがあるため、<u>評価の対象は基本的にアウトカムに限定されるべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次回（2020年度）の中間評価において、アウトカムを中心に評価を行うよう中間評価の実施方法を本事業のプログラム委員会において定める。（スケジュール） ・2019年度末までに中間評価の実施方法を本事業のプログラム委員会において定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のスケジュールを前提に中間評価実施方法を検討中。（令和2年度概算要求での改善状況） ・ロジックモデルで示した中長期アウトカムの実現に必要な経費を要求。なお、中間評価の実施方法については、令和2年3月に開催予定のプログラム委員会において定める予定。 	
<p>・本事業の目的が、本来各大学の自主努力によってなされるべきことに鑑み、事業としての予算規模が段階的に縮減していくことも前提に、<u>各SGUには自走化への計画を開示し、それを具体的に進めながら、その進捗を公表していくことが求められる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各採択大学において、財政支援終了後を見据えた自走化への計画を作成し、各SGUホームページにて公表する。 ・次回（2020年度）の中間評価において、自走化の計画に対する進捗についても評価項目とする。（スケジュール） ・平成30年度末までに作成依頼を行い、2019年夏までに公表する。 ・2019年度末までに中間評価の実施方法を本事業のプログラム委員会において定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各採択大学において、財政支援終了後を見据えた自走化への計画を作成し、2019年7月31日に各採択大学のホームページにて公表した。その後、SGUホームページ（日本学術振興会）にて、各採択大学の自走化計画をまとめたページに掲載した。（2019年8月26日） ・左記のスケジュールを前提に自走化の計画に対する進捗についても評価項目として定める予定。（令和2年度概算要求での改善状況） ・ロジックモデルで示した中長期アウトカムの実現に必要な経費を要求。なお、中間評価の実施方法については、令和2年3月に開催予定のプログラム委員会において定める予定。 	https://www.jspm.go.jp/j-sgu/h26_kekka_saitaku.html

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	国立大学法人運営費交付金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の秋レビューでの指摘を踏まえ、文部科学省においては国立大学の人事給与マネジメント改革に取り組んでいるが、各大学が進めている取組について、例えば、年俸制を導入したかなど単なるアウトプットではなく、<u>実際に若手教員の確保につながっているのかなどの客観的な成果指標（アウトカム）を設定した上で、適切に評価・検証していくことが必要である。</u> ・厳しい国際競争の一方で、人口減少が確実に進む以上、潜在成長率を上げるには生産性を上げなくてはならず、そのためには教育・研究の質の向上を図るほかないが、国立大学は、教育・研究の両面で、我が国の今後の成長基盤の鍵を握る重要な存在。このため、<u>外部資金など資金調達の多様化を進めていくとともに、国立大学運営費交付金については、限られた予算の中で、より一層のメリハリ付け・有効活用を図っていく必要がある。</u> ・規模の大小を問わず、また、各大学の特性等を踏まえつつ、教育研究について努力して成果を上げている大学に運営費交付金を重点配分し、そうでない大学への配分を減らすことは、各大学に正しいインセンティブをもたらす。こうした観点から、<u>客観的評価により配分する予算シェアを抜本的に増やすべき</u>である。あわせて、これを有効に機能させるためには、<u>重点3分野に基づく評価の在り方を抜本的に見直す必要がある</u>。具体的には、人事給与マネジメント（若手研究者比率など）や外部資金の獲得状況にとどまらず、教育研究の成果（アウトカム）についても、例えば、質の高い論文数など共通指標を設定した上で、定量的・相対的な評価を厳格な第三者において行い、これに基づき大胆に配分を見直す仕組みを導入すべき。 ・学長裁量経費については、学長のリーダーシップに基づく改革の取組がきちんと行われているかどうか確認できるよう、<u>学長裁量経費の使途と目的について透明性及び説明責任を確保すべき</u>。 ・学内の予算配分に当たっては、<u>学部・学科などのセグメント別の予算・決算を管理し、教育・研究成果を評価した上で行うべき</u>。 ・以上の取組については、スピード感をもって進めるべきであり、<u>速やかに実施すべき</u>。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
・昨年の秋レビューでの指摘を踏まえ、文部科学省においては国立大学の人事給与マネジメント改革に取り組んでいるが、各大学が進めている取組について、例えば、年俸制を導入したかなど単なるアウトプットではなく、 <u>実際に若手教員の確保につながっているのかなどの客観的な成果指標（アウトカム）を設定した上で、適切に評価・検証していくことが必要である。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事給与マネジメント改革を通じて、各大学が若手研究者の雇用拡大や活躍機会の創出の実現を図っていく中、運営費交付金の新しい評価・資源配分の仕組みにおける共通指標に「若手研究者比率」を取り入れることで、大学の若手研究者に係る施策を客観的に評価する。 ・また、改革における取組の成果や社会の実態等を踏まえ検証していく過程で、大学の経営努力を適切に評価可能な指標の在り方についても併せて検証し、効果的な評価を行う。 (スケジュール) <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度中に人事給与マネジメント改革の方向性を示すガイドラインを各大学に提示した後、速やかに検証作業を本格化する。検証作業は数年をかけて丁寧に実施していく予定。 ・2019年度から共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みを新たに導入。共通指標の一つに「若手研究者比率」を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の新しい評価・資源配分の仕組みにおける共通指標に「若手研究者比率」を取り入れた。 ・平成31年2月に「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を各大学に提示した。また、検証作業については、検証の方向性や調査の実施等について検討中。 	

<p>・厳しい国際競争の一方で、人口減少が確実に進む以上、潜在成長率を上げるには生産性を上げなくてはならず、そのためには教育・研究の質の向上を図るほかないが、国立大学は、教育・研究の両面で、我が国の今後の成長基盤の鍵を握る重要な存在。このため、<u>外部資金など資金調達の多様化を進めていくとともに、国立大学運営費交付金については、限られた予算の中で、より一層のメリハリ付け・有効活用を図っていく必要がある。</u></p> <p>・規模の大小を問わず、また、各大学の特性等を踏まえつつ、教育研究について努力して成果を上げている大学に運営費交付金を重点配分し、そうでない大学への配分を減らすことは、各大学に正しいインセンティブをもたらす。そうした観点から、<u>客観的評価により配分する予算シェアを抜本的に増やすべき</u>である。あわせて、これを有効に機能させるためには、<u>重点3分野に基づく評価の在り方を抜本的に見直す必要がある。具体的には、人事給与マネジメント（若手研究者比率など）や外部資金の獲得状況にとどまらず、教育研究の成果（アウトカム）についても、例えば、質の高い論文数など共通指標を設定した上で、定量的・相対的な評価を厳格な第三者において行い、これに基づき大胆に配分を見直す仕組みを導入すべき。</u></p>	<p>・新しい評価・資源配分の仕組みの導入を通じて、評価のわかりやすさや透明性の向上、各大学の主体的な取組の推進、教育研究の安定性・継続性への配慮のもとでの改革インセンティブの向上を図る。</p> <p>具体的には、</p> <p>○評価の客観性の確保</p> <p>新たに導入する評価・資源配分の仕組みにおける客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分を行うことで、評価のわかりやすさや透明性の向上を図る。また、共通指標に教員一人当たり外部資金獲得実績を設定することにより、外部資金など資金調達の多様化を進めていく。なお、教育研究の成果（アウトカム）に係る指標については、2019年度において重点支援③の大学に研究力に係る指標を設定し、試行するとともに、今後、教育研究や専門分野別の特性等を踏まえた客観・共通指標を開発する。</p> <p>○使途の自由度の拡大</p> <p>大学が自由に使途を決定できる基幹経費に評価対象経費を設定するとともに、約300億円以内を機能強化経費から基幹経費に移行し、各大学の主体的な取組を推進する。</p> <p>○改革インセンティブと継続性のバランス</p> <p>2019年度においては、共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みによる評価対象経費を総額約700億円とし、変動幅は教育研究の継続性や大学の特性を踏まえて設定することにより、教育研究の安定性・継続性に配慮しつつ改革インセンティブの向上を図る。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度から共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みを新たに導入。 ・2019年夏頃までに、教育研究や専門分野別の特性等を踏まえた客観・共通指標を検討、その結果を2020年度に活用。 <p>※2020年度以降、配分割合・変動幅を順次拡大</p>	<p>・700億円を対象に、共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みを新たに導入した。</p> <p>配分指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計マネジメント改革状況 (学部・研究科ごとの予算決算の管理状況や、学内予算配分への活用状況、情報開示状況及びこれに向けた取組の状況) ○教員一人当たり外部資金獲得実績 (i) 共同研究等の研究教育資金 (ii) 寄付金等の経営資金 ○若手研究者比率 ○運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数 (重点支援③)(試行) ○人事給与・施設マネジメント改革状況 (業績評価、年俸制、多様な人材の確保(外国人教員、女性教員)等の実施状況) <p>※3分類毎に評価 (①:地域貢献等、②:専門分野等、③:世界・卓越等) ※変動幅 90%~110% (激変緩和)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、令和2年度以降の適用に活用する。 ・「各大学の評価指標に基づく再配分」からの振替え等により、配分割合・変動幅を順次拡大する。(配分割合・変動幅は、予算編成において決定) 	<p>文部科学省 HP 「令和元年度成績を中心とした実績状況に基づく配分の仕組みについて」: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1417264.htm</p>
---	--	---	--

<p>・学長裁量経費については、学長のリーダーシップに基づく改革の取組がきちんと行われているかどうか確認できるよう、<u>学長裁量経費の使途と目的について透明性及び説明責任を確保すべき</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が設置する有識者会議において全ての大学の学長裁量経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を確認・評価し、その結果（使途及び目的を含む。）を公表する。 また、他大学のモデルとなるような大学の取組を「特筆すべき取組」として選定し、これらの取組について各大学に事例を紹介・公表する等により、横展開を図ることで各大学における学長裁量経費を活用した取組に活用する。これらにより、透明性及び説明責任を確保する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度及び 29 年度の各大学の学長裁量経費を活用した取組等について、第 3 期中期目標期間 3 年目（平成 30 年度）に確認・評価し、その結果を公表する。 ・平成 30 年度及び 2019 年度の各大学の学長裁量経費を活用した取組等について、第 3 期中期目標期間 5 年目（2020 年度）に確認・評価し、その結果を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度においては、各大学の学長裁量経費の取組計画を事前に提出し文部科学省において確認を行うとともに、有識者会議において全ての大学における平成 28 年度及び 29 年度の学長裁量経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を確認した。 ・また、各大学が掲げる目標に沿った適切な執行がなされていることを確認・評価するとともに、「特筆すべき取組」として 3 大学を選定し、これらの取組について全大学に事例を紹介・公表した。 	
<p>・学内の予算配分に当たっては、<u>学部・学科などのセグメント別の予算・決算を管理し、教育・研究成果を評価した上で行うべき</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の新しい評価・資源配分の仕組みにおける共通指標に「会計マネジメント改革状況」を取り入れ、評価を行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019 年度から共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みを新たに導入。共通指標の一つに「会計マネジメント改革状況」を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の新しい評価・資源配分の仕組みにおける共通指標に「会計マネジメント改革状況」を取り入れた。学部・研究科ごとの予算決算の管理状況や、学内予算配分への活用状況、情報開示状況及びこれに向けた取組の状況を確認し、評価を実施した。 	
<p>・以上の取組については、スピード感をもって進めるべきであり、速やかに実施すべき。</p>	-	-	-

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	産学官連携・大学発ベンチャー創出		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、多様な主体の連携・循環により、イノベーションが自律的かつ持続的に生み出される「イノベーション・エコシステム」の構築という政策目的の実現に向け、今回の対象事業に取り組んでいる。 「イノベーション・エコシステム」の実現のため、これらの事業により追求されるべき成果は、要素技術の確立とこれを組み合わせた製品・サービス化による事業化、国からの補助金に頼らない自立資金調達の度合い、ひいては自走化等が考えられるが、自己資金調達の度合いなど、成果の把握が不十分な事業もある。また、政策目的からバックキャストした場合、各事業が政策目的の実現に効果的なものとして立案されているか、といった点が必ずしも明確ではない。 まずは、各事業の実施・推進に当たって、政策目的を具体的なものとし、それぞれの論理的な因果関係を明確にしていく必要がある。例えば、イノベーションが自律的かつ持続的に生み出されるためには補助金終了後の自走化が重要であることから、地域や民間の負担額が着実に伸びていくよう、厳格な計画策定や毎年のフォローアップといった対応が求められる。 これまで、必要に応じ、各事業を新設・追加している経緯もあり、政策としての全体像が見えにくく、また、現場の負担も大きいことから、政策目的や対象に応じ、各支援について大括り化・分野別の整理、重点化、メリハリ付けを進める必要がある。 大括り化・分野別の整理等に当たっては、①国立研究開発法人・大学、②地域との連携、③個人・プロジェクト単位といった対象別の括りが考えられるが、特に、国立研究開発法人・大学向けの事業は、グローバルレベルで激化する競争に対応していく観点から、オールジャパンで、分野ごとに戦略性をもって臨む必要がある。 大括り化・分野別の整理には時間もかかることから、まずは、先行して、業務改革や申請者の事務負担軽減の観点から、事業の適正な執行にも留意しつつ、申請書類・様式の統合・削減、共通化・簡素化を迅速に進める必要がある。これは、今回の対象事業にかかわらず、文部科学省全体として推進する必要がある。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議 (令和元年11月5日) 時点における進捗状況	備考
<p>・文部科学省は、多様な主体の連携・循環により、イノベーションが自律的かつ持続的に生み出される「イノベーション・エコシステム」の構築という政策目的の実現に向け、今回の対象事業に取り組んでいる。</p> <p>「イノベーション・エコシステム」の実現のため、これらの事業により追求されるべき成果は、要素技術の確立とこれを組み合わせた製品・サービス化による事業化、国からの補助金に頼らない自立資金調達の度合い、ひいては自走化等が考えられるが、自己資金調達の度合いなど、成果の把握が不十分な事業もある。また、政策目的からバックキャストした場合、各事業が政策目的の実現に効果的なものとして立案されているか、といった点が必ずしも明確ではない。</p> <p>まずは、各事業の実施・推進に当たって、<u>政策目</u></p>	<p>・「イノベーション・エコシステム」の実現に向けて、今回の事業群において追求されるべき成果を具体化した上で、各事業の具体的な成果及びその評価方針を事業実施主体に対して示し、各事業の年度評価・中間評価等の過程において、適切にフォローアップ・評価を実施する。 (スケジュール)</p> <p>・2019年度以降の各事業における年度評価・中間評価に反映する。</p>	<p>・各事業の年度評価・中間評価において、事業化に向けた研究開発の進捗状況や体制の構築状況などの「イノベーション・エコシステム」の実現に向けた持続的なイノベーションの創出状況について、フォローアップを行った。</p> <p>・特に、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」については、昨年度末に実施した中間評価における課題を踏まえ、今年度以降の中間評価に向けて、多岐に渡る評価項目・指標等を整理し、各事業プロジェクトの進捗状況から開発・事業化計画に向けてのロードマップ、出口目標、競争優位性等をまとめ、補助金執行</p>	

<p><u>的を具体的なものとし、それぞれの論理的な因果関係を明確にしていく必要がある。例えば、イノベーションが自律的かつ持続的に生み出されるためには補助金終了後の自走化が重要であることから、地域や民間の負担額が着実に伸びていくよう、厳格な計画策定や毎年のフォローアップといった対応が求められる。</u></p>		<p>管理表等と比較することで事業目的達成に向けた諸問題とその因果関係等を図るための事業化プロジェクト要約シートを導入することとした。</p>	
<p>・これまで、必要に応じ、各事業を新設・追加している経緯もあり、政策としての全体像が見えにくく、また、現場の負担も大きいことから、政策目的や対象に応じ、各支援について大括り化・分野別の整理、重点化、メリハリ付けを進める必要がある。</p> <p><u>大括り化・分野別の整理等に当たっては、①国立研究開発法人・大学、②地域との連携、③個人・プロジェクト単位といった対象別の括りが考えられるが、特に、国立研究開発法人・大学向けの事業は、グローバルレベルで激化する競争に対応していく観点から、オールジャパンで、分野ごとに戦略性をもって臨む必要がある。</u></p>	<p>・大括り化・分野別の整理については、2019年度においては、①国立研究開発法人・大学については、「センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム」、「世界に誇る地域発研究開発・実証拠点（リサーチコンプレックス）推進プログラム」、「产学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）」、「イノベーションハブ構築支援事業」の4事業を大括り化し、②地域との連携については、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」のみとすることで整理した。ただし、①、②両方の観点を含む事業があるため、今後、最適な分類について引き続き検討する。</p> <p>また、③個人・プロジェクト単位については、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」、「大学発新産業創出プログラム（START）」とし、今後、申請者の重複の状況等を分析した上で、大括り化の可能性について検討する。</p> <p>上記を踏まえ、①の4事業の大括り化については、2020年度を目途に効果的・効率的な運用を確立するとともに、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」については、2020年度からの新規採択に向け、研究開発の目的に応じた支援メニューへの再編・簡素化等を実施する。</p> <p>・また、分野別の整理、重点化については、ベンチャー支援等について事業間の重複関係を整理するとともに、終期が近い事業については、より自走化に向けた取組を促しつつ、他の事業への重点化を行う。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度より、①の4事業を「共創の場形成支援」として大括り化した上で全体を俯瞰する「共創の場形成支援推進委員会」を設置するとともに、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」の相談窓口を設置する。なお、最適な分類等については引き続き検討する。 ・2020年度公募より、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」の新規採択における支援メニューの再編・簡素化を行う。また、2020年度を目途に「共創の場形成支援」の運用を確立する。 	<p>・左記の4事業について、「共創の場形成支援」として事業の大括り化を行った。また、4事業全体を俯瞰する「共創の場形成支援推進委員会」を設置することとした。さらに、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」については、業界や地域のニーズと大学の技術シーズのマッチング、最適な研究開発プロジェクト設計、最適な支援メニューの紹介等を行う相談窓口を設置することとした。</p> <p>・平成31年度予算政府案において、事業間の重複関係の整理等を行った。</p> <p>・「共創の場形成支援推進委員会」を2回（4月、7月）開催し、2020年度を目途に効果的・効率的な運用を確立するための検討を行った。さらに、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」については、2020年度からの新規採択に向け、研究開発の目的に応じた支援メニューへの再編・簡素化等を検討した。</p> <p>(令和2年度概算要求での改善状況)</p> <p>・「共創の場形成支援」の2020年度以降の新規公募において、各大学・研究機関の強みを生かした多様な特色に基づくボトムアップ枠に加え、分野毎の戦略性を踏まえるため、政策重点枠を創設し、令和2年度概算要求に反映した。</p> <p>・「研究成果最適展開支援プログラム</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 既に関係府省の産学連携に係る事業の連携の在り方等について検討しているところであり、引き続き検討・調整を行う。 (スケジュール) 2019年6月頃 検討結果を統合イノベーション戦略2019に反映させる。 	<p>〔A-STEP〕については、支援メニューの利用者目線での見直し、利用者に寄り添ったマネジメント強化等の改善を行い、令和2年度概算要求に反映した。</p> <p>【文部科学省、経済産業省、内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係府省の産学連携に係る事業の連携の在り方等について検討を実施。 	
大括り化・分野別の整理には時間もかかることから、まずは、先行して、業務改革や申請者の事務負担軽減の観点から、 <u>事業の適正な執行</u> にも留意しつつ、 <u>申請書類・様式の統合・削減、共通化・簡素化</u> を迅速に進める必要がある。これは、 <u>今回の対象事業にかかわらず、文部科学省全体として推進する必要</u> がある。	<ul style="list-style-type: none"> 「大学発新産業創出プログラム(START)」については、複数ファイルの統合や形式の統一化を検討する。また、「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」については、支援メニューの再編・簡素化の検討において、申請書類様式の見直し等を検討項目とする。他の全ての文部科学省事業についても、申請書類簡素化等を行う。 (スケジュール) 2019年度公募より、「大学発新産業創出プログラム(START)」の申請書類の統合・削減等を行う。 2020年度公募に、「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」の申請書類簡素化等の検討を反映する。 他の全ての文部科学省事業についても順次、申請書類簡素化等を進めしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 「大学発新産業創出プログラム(START)」については、研究者の事務負担軽減に資するよう2019年度の公募より、申請書類・様式の統合・削減等を行い、申請書類のファイル数をこれまでの半分以下に削減することとした。 「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」の2020年度公募に向け、申請書類簡素化を検討した。 他の文部科学省事業についても、適切な予算執行に努めていくとともに申請書類の簡素化等を進めている。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、国土交通省等		
テーマ等	下水道事業のPFIの推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の広域化・共同化は、コンセッションを進める上でも前提条件であり、進めていく必要がある。このため、広域化・共同化計画を更に後押ししつつ、自治体及び住民の方々に下水道事業に係るコスト意識を喚起する観点及び適正な料金設定の推進に資する観点から、人口3万人以上の自治体の公営企業会計の適用について進めるとともに、人口3万人未満の自治体についても、今後進めていくべき。 ・事業の効率化に向けて、下水道のコンセッションを含むPPP/PFIを推進していくべきであり、その前提条件として、<u>受益者負担原則の下、自治体及び住民の方々が正しいコスト意識を持っていただくとともに、下水道の整備について、立地適正化計画等の関連計画との整合性を図るべき。</u> ・関係府省がコンセッション導入に向けて自治体を支援していく際には、連携して取り組んでいくべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p><u>・下水道の広域化・共同化は、コンセッションを進める上でも前提条件であり、進めていく必要がある。このため、広域化・共同化計画を更に後押ししつつ、自治体及び住民の方々に下水道事業に係るコスト意識を喚起する観点及び適正な料金設定の推進に資する観点から、人口3万人以上の自治体の公営企業会計の適用について進めるとともに、人口3万人未満の自治体についても、今後進めていくべき。</u></p>	<p>【総務省・国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化・共同化については、農林水産省、環境省とともに、各都道府県に対し、平成30年度中早期の広域化・共同化に関する検討体制の構築及び平成34年度までの広域化・共同化計画の策定を要請。 <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、人口3万人未満の自治体を含め、公営企業会計の適用の検討着手や、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手を平成30年度より要件化しており、引き続き適用していく予定。 	<p>【総務省・国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化・共同化については、農林水産省、環境省とともに、各都道府県に対し、平成34年度までの広域化・共同化計画の策定を要請済み（平成30年1月）。 ・平成30年度中に、全ての都道府県で検討体制を構築し、検討を開始した。 ・各都道府県における広域化・共同化計画の策定を推進するため、農林水産省、環境省とともに、平成31年3月に広域化・共同化計画策定マニュアル（案）を策定し、周知を行った。 <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化・共同化を推進するため、令和元年度予算において、複数の市町村が共同で利用するシステムの整備を実施する場合の経費を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付対象に追加した。 <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、人口3万人未満の自治体を含め、公営企業会計の適用の検討着手や、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手を平成30年度より要件化しており、令和元年度においても引き続き適用している。 	

	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、現在開催中の「下水道財政のあり方に関する研究会」において下水道事業の持続的な経営の確保方策を検討する中で、広域化の更なる推進策も検討しており、平成 30 年内にその具体的方針を取りまとめる予定。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計の適用については、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については、引き続き、公営企業会計へ移行を推進するとともに、人口 3 万人未満の市区町村についても、公営企業会計の適用をさらに促進していく。 	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書（平成 30 年 12 月 14 日）を踏まえ、令和元年度より下水道の広域化・共同化を行う場合の地方財政措置を拡充するとともに、広域行政を担う都道府県が積極的な調整等を行うよう要請し、必要な地方財政措置を講じることとした。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 3 万人以上の団体における公営企業会計の適用については、平成 27 年 1 月に、集中取組期間である平成 27 年度～平成 31 年度の間に「移行すること」を要請済み。人口 3 万人未満の市区町村についても、平成 31 年 1 月に令和 5 年度までの適用を要請した。 	
<p>・事業の効率化に向けて、<u>下水道のコンセッションを含むPPP／PFIを推進していくべきであり、その前提条件として、受益者負担原則の下、自治体及び住民の方々が正しいコスト意識を持っていただくとともに、下水道の整備について、立地適正化計画等の関連計画との整合性を図るべき。</u></p> <p>・関係府省がコンセッション導入に向けて自治体を支援していく際には、連携して取り組んでいくべき。</p>	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道のコンセッションを含む PPP／PFI を推進するため、地方公共団体向けの検討会やコンサルタントの派遣、トップセールス等の取組を引き続き実施する予定。 ・また、下水道のコンセッションガイドラインについて、官民ともにより分かりやすいものとなるよう、平成 30 年度中に改正し、周知を行う。 ・社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金において、下水道事業のコンセッションを含む PPP/PFI について検討することを要件化しており、引き続き適用していく予定。 ・コスト意識の向上に資するため、類似団体毎に自治体間で経営状況等が比較できるよう「見える化」の取組を推進。 ・下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい使用料体系を後押しするため、国において、持続可能な下水道事業の実現に向け、世帯人口の減少等による使用水量の減少を見据えた使用料体系のあり方を示す。 	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道における PPP/PFI の導入に向けた検討経費等について、地方公共団体向けの検討会や説明会、コンサルタントの派遣、トップセールス等の取組を令和元年度においても引き続き実施している。 ・下水道のコンセッションガイドラインについて、実務的なノウハウを盛り込み、平成 31 年 3 月に改正し、周知を行った。 ・下水道事業のコンセッションを含む PPP/PFI について、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金において、検討することを要件化しており、令和元年度においても引き続き適用している。 ・各地方公共団体における経費回収率や使用料単価などいくつかの代表的な経営指標の過去 10 年の推移（5 年単位）について、類似団体区分ごとの一覧表にして国交省 HP 等で公開するとともに、自らの経営状況の把握や議会・住民への説明において活用するよう周知した。 ・令和元年 8 月に「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」を立ち上げ、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、「雨水公費・汚水私費」の原則等を踏まえた下水道経営の健全化に向けて、費用構造を踏まえた望ましい下水道使用料体系のあり方等について今年度内に示す。 	

	<ul style="list-style-type: none">・下水道の整備については、今後の人口減少をふまえ、立地適正化計画をはじめとする都市計画等の関連計画も勘案し、引き続き、効率的な事業推進を図る。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none">・経営戦略の策定に併せて抜本的な改革の一形態として、コンセッションを含むPPP/PFIの手法について各公営企業の実情を踏まえた検討を推進するとともに、具体的な活用事例の周知により各自治体における取組の支援を図っている。今後も関係省庁と連携し自治体の取組を推進。	<ul style="list-style-type: none">・下水道の整備については、今後の人口減少をふまえ、立地適正化計画をはじめとする都市計画等の関連計画も勘案し、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想見直しの推進や低コスト技術及び官民連携事業の導入など効率的な事業推進を図っている。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none">・総務省HPにコンセッションを含むPPP/PFIに係る事例集を掲載するとともに各種会議において当該事例を地方公共団体に周知した。	
--	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	空港整備事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源からの繰り入れについて、インバウンドの増加に伴って、着陸料等の収入が増えている一方、空港の整備計画が一段落している。整備から維持管理の経営の時代に移りつつあることを鑑みると、<u>空港整備勘定への一般財源からの繰り入れについては、必要最小限、合理性のある範囲に留めるべき</u>である。 ・空港における責任ある経営主体を生み出す観点からも、<u>コンセッションを今後推進するとともに、各空港の営業努力を進め、情報開示された空港別収支も活用しつつ、自主的な収支改善のための努力が行われるべき</u>である。 ・地方管理空港は国管理空港に比べて情報開示等の面で立ち遅れており、第一段階として、<u>空港別の財務情報の開示が行われていない空港については、適切かつ継続的な開示を進め、ひいては、経営の合理化やコンセッション等につなげていくべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
・一般財源からの繰り入れについて、インバウンドの増加に伴って、着陸料等の収入が増えている一方、空港の整備計画が一段落している。整備から維持管理の経営の時代に移りつつあることを鑑みると、 <u>空港整備勘定への一般財源からの繰り入れについては、必要最小限、合理性のある範囲に留めるべき</u> である。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源からの繰り入れについては、空港コンセッションの進展等により、空港整備勘定の自主財源が充実傾向にある点を踏まえ、必要最小限、合理性のある範囲にとどめることを目指し、効率化する。 ・一方で、平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震といった災害を踏まえて実施した重要インフラの緊急点検の結果を受けて策定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に必要な予算や、災害復旧等に必要な予算は別途適切に確保する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度政府予算案に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の方針を決定し、平成31年度政府予算案に反映した。 (令和2年度概算要求での改善状況) ・令和元年度当初予算において既に左記の方針を反映済み。 令和2年度概算要求においてもこれを継続。 	
・空港における責任ある経営主体を生み出す観点からも、 <u>コンセッションを今後推進するとともに、各空港の営業努力を進め、情報開示された空港別収支も活用しつつ、自主的な収支改善のための努力が行われるべき</u> である。	<ul style="list-style-type: none"> ・空港コンセッションを今後も引き続き推進することにより、航空ネットワークの充実、地域活性化等を図るとともに、引き続き空港別収支の情報開示を行い、経営の透明性の確保、空港運営の効率化を図ることにより、各空港の収支改善に向けた取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在までに国管理空港において、仙台空港、高松空港及び福岡空港の民間委託を開始、また他6空港の民間委託の具体化を実現しており、引き続き左記の方針に基づき、空港コンセッションを実施するとともに、空港別収支の情報開示を引き続き実施。 	

<p>・地方管理空港は国管理空港に比べて情報開示等の面で立ち遅れしており、第一段階として、<u>空港別の財務情報の開示が行われていない空港については、適切かつ継続的な開示を進め</u>、ひいては、経営の合理化やコンセッション等につなげていくべきである。</p>	<p>・財務情報を開示していない地方管理空港の管理者に対し、適切かつ継続的な開示を要請するとともに、企業会計の考え方を取り入れた国管理空港の空港別収支と同様に作成できるよう、空港の財務情報の作成方法及び開示に向けた説明会を実施する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 1 月（予定）から地方管理空港の管理者に対し、適切かつ継続的な開示を要請する。 ・開示要請後速やかに、地方管理空港の管理者に対する空港の財務情報の作成方法及び開示に向けた説明会を実施する。 	<p>・左記の事項を対応することを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 1 月 25 日、各地方管理空港の管理者に通知文書を発出し、適切かつ継続的な開示を要請。 ・平成 31 年 2 月 28 日、地方管理空港の管理者に対し、空港の財務情報の作成方法及び開示に向けた説明会を実施。 	
--	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	訪日外国人の受入環境の整備		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国の実現に向け、訪日観光振興事業を効果的に推進することは極めて重要である。 ・本事業による訪日外国人旅行者の受入環境整備については、どのような対象にどれだけの需要が現に存在し、本事業を通じて満足度がどの程度上昇したのかを確認するなど、<u>事業内容の設定と効果測定の方法を改善すべきである。</u> ・ホームドアの設置は、駅の安全性確保を一般的に目的としたものであるため、<u>本事業の補助対象からは除外すべきである</u>。また、ICカードという特定技術の普及に必ずしも拘泥することなく、<u>QRコード</u>その他の新しい技術への支援を含めて検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p>・本事業による訪日外国人旅行者の受入環境整備については、どのような対象にどれだけの需要が現に存在し、本事業を通じて満足度がどの程度上昇したのかを確認するなど、<u>事業内容の設定と効果測定の方法を改善すべきである。</u></p> <p>・ホームドアの設置は、駅の安全性確保を一般的に目的としたものであるため、<u>本事業の補助対象からは除外すべきである</u>。また、<u>ICカード</u>という特定技術の普及に必ずしも拘泥することなく、<u>QRコード</u>その他の新しい技術への支援を含めて検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度予算の執行分より、本事業を実施するにあたり、新たに公共交通事業者等が旅客施設等ごとの訪日外国人旅行者の定量的な利用状況及び当該事業者によるインバウンド対応戦略や地域におけるインバウンド対応の取組との整合性を示すこととし、補助金申請前に、地域ブロック単位の協議会において、それらを含めた事業内容等について協議するとともに、事業実施後に、地方運輸局等において、改善による効果の把握も含め、事業評価を実施することにより、PDCAサイクルを強化する。 ・そのための実施要領等の改正を平成31年3月までに行う。 ・観光庁が実施する訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する満足度調査について、平成31年度に実施する調査分から調査項目の詳細化等の見直しを行い、満足度の上昇をより具体的に確認することとする。 ・平成31年度予算において、ホームドアの設置を本事業の補助対象外とともに、QRコード決済の導入等に対する支援の拡充を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の事項を対応することを決定。 ・実施要領等を改正し、平成31年度事業から新たに以下の事項等につき実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック単位の協議会において協議する事業実施計画において、整備箇所におけるインバウンド旅客の利用状況及び事業内容と観光地における訪日外国人旅行者の受入に関する施策との関連性を記載。 ・補助事業者は要望を提出するにあたり、要望する事業内容と周辺観光地における訪日外国人旅行者の受入に関する施策との関連性を明記。 ・これらを踏まえ、引き続き事業評価を実施し、PDCAサイクルの強化に取り組んでいるところ。 ・また、訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する満足度調査の調査項目を見直し、今年度より調査項目を詳細化した上で実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・左記の事項を対応することを決定し、平成31年度予算案へ反映した。 (令和2年度概算要求での改善状況) 引き続き、ホームドアの設置を補助対象外とし、QRコード決済の導入等に対する支援を要求している。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	農地の集積・集約の促進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、適切な進捗管理を行いつつ、農地の集積のみならず集約も促進していくことが必要である。<u>農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、機構発足以来の活動状況を検証し、集約化、市町村の区域を超えた広域的な活動、地域農業への参入希望者を含む担い手のニーズの把握や掘り起こし等について、機構としての強みを活かすためのノウハウ・教訓を整理し、その役割を十分に果たしていくべきである。</u> ・ 地域の農業を将来も持続可能なものとするためには、農地の遊休化や担い手の確保など地域農業が抱える課題と現状を正しく把握し、農地の集積・集約について話し合う必要がある。<u>市町村及び農業委員会などが、地域農業の将来について話し合う場を設け、機構は、これらの話し合いの場に積極的に参画すべきである。その際、機構は、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、地域の関係者等と連携しつつ、集約の重要性や、農地の円滑な貸し借りに向けて農地集積・集約化の制度について丁寧に説明し理解を得るべきである。</u> ・ 機構集積協力金は、農業の生産性を向上させる観点から、<u>集約化する地域の農業への支援（地域集積協力金）により農地の集積・集約化を推進させる方向に重点化するなど、抜本的な見直しを検討すべきである。</u> ・ 機構を通じた農地の集積を行う際の手続きは、より利用しやすいものにすべきである。例えば、市町村の計画で借入から転貸しまでの手順を簡素化する等を検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
・ 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、適切な進捗管理を行いつつ、農地の集積のみならず集約も促進していくことが必要である。 <u>農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、機構発足以来の活動状況を検証し、集約化、市町村の区域を超えた広域的な活動、地域農業への参入希望者を含む担い手のニーズの把握や掘り起こし等について、機構としての強みを活かすためのノウハウ・教訓を整理し、その役割を十分に果たしていくべきである。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行5年後見直しに当たり、これまでの機構の活動状況を検証し、この検証を踏まえ、法施行5年後見直しの方向性について、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月改訂）で取りまとめたところ。 ・ 取りまとめた内容に沿って関連法律を見直す。 ・ また、機構としての取組については、毎年度優良事例集を作成し、その横展開を図っているところ。 (スケジュール) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年通常国会に関連法案を提出する。 ・ 平成30年度の優良事例集を31年6月頃作成予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの機構の活動状況を検証するとともに、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月改訂）として取りまとめた。 ・ 令和元年5月、通常国会において農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「関連法案」）が成立した。 ・ 令和元年6月、優良事例集を公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理事業の5年後見直しについて http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/index-17.pdf ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン http://www.maff.go.jp/j/kanbo/katsuryoku_plan/index.html ・ 平成30年度の農地中間管理事業の優良事例集 http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/index.html

<p>・地域の農業を将来も持続可能なものとするためには、農地の遊休化や担い手の確保など地域農業が抱える課題と現状を正しく把握し、農地の集積・集約について話し合う必要がある。<u>市町村及び農業委員会などが、地域農業の将来について話し合う場を設け、機構は、これらの話し合いの場に積極的に参画すべきである。</u>その際、<u>機構は、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、地域の関係者等と連携しつつ、集約の重要性や、農地の円滑な貸し借りに向けて農地集積・集約化の制度について丁寧に説明し理解を得るべきである。</u></p>	<p>・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月改訂）において、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、機構が一体となって推進する体制を構築することとしたところであり、機構が話し合いの場に積極的に参画するための予算を平成31年度政府予算案に反映させる。</p> <p>また、地域の徹底した話し合いにより担い手への農地集積・集約化を加速させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させることとしたところである。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度政府予算案に反映。 ・ 平成31年通常国会に関連法案を提出する。 ・ 令和2年度政府予算案に反映。 	<p>・ 左記のとおり、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月改訂）として取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年5月、通常国会において関連法案が成立した。 ・ 人・農地プラン実質化を推進し、農地集積・集約化を加速化するため、機構集積支援事業等において、アンケート調査等に必要な予算を確保するとともに、農地中間管理機構事業において機構が話し合いの場に積極的に参画するため、令和元年度予算において、必要な措置を講じた。 <p>(令和2年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・農地プランの実質化を早急に進めるため、機構集積支援事業等において、地域での話し合い等に必要な予算について要求した。 	<p>・ 農林水産業・地域の活力創造プラン</p> <p>活力創造プラン http://www.maff.go.jp/j/kanbo/katsuryoku_plan/index.html</p>
<p>・<u>機構集積協力金は、農業の生産性を向上させる観点から、集約化する地域の農業への支援（地域集積協力金）により農地の集積・集約化を推進させる方向に重点化するなど、抜本的な見直しを検討すべきである。</u></p>	<p>・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月改訂）において、機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ、受け手への支援が大宗を占める地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてはその中で支援するように改善することとしたところである。具体的には以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県の裁量により上限単価の範囲内で調整していた交付単価を固定単価とし、機構の活用率に応じて増額（見直し前の平均2割増） ② 中山間地域の最低活用率要件を平地の1/5に緩和 ③ 中山間地域への配分を優先化 ④ 集約化タイプを創設し、担い手同士の農地交換にも対応 ⑤ 経営転換協力金は5年間で縮減・廃止 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度政府予算案に反映。 	<p>・ 左記のとおり、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月改訂）として取りまとめた。</p> <p>・ 左記のとおり、令和元年度予算において、必要な措置を講じた。</p>	<p>同上</p>

<p>・機関を通じた農地の集積を行う際の手続きは、より利用しやすいものにすべきである。例えば、市町村の計画で借入から転貸しまでのできるよう、県段階の手続きを簡素化する等を検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年11月改訂)において、機関の手続きについては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 出し手から機関、機関から受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みの創設 ② 配分計画の縦覧の廃止 ③ 利用状況報告の廃止 等を行うことで、より利用しやすい仕組みに改善することとしたところである。 (スケジュール) ・ 平成31年通常国会に関連法案を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のとおり、農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年11月改訂)として取りまとめた。 ・ 令和元年5月、通常国会において関連法案が成立した。 	同上
--	---	--	----

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	林業の成長産業化		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の成長産業化に向けて、農林水産省は問題意識を都道府県と共有し、その上で、需要の拡大と安定供給体制の構築を図っていく必要がある。その中で、川上から川下に至るまでの具体的な連携像を明確にしていくことが必要である。その際、川上から川下までを俯瞰した上で、各事業者の利益率やコスト構造を含めて、どこにボトルネックがあり、これまでの政策で解消できた点及びまだ課題として残っている点を振り返り、現在の問題点を明らかにし、それを解消していくべきである。 ・川上から川下まで幅広く各種支援を行っているが、各事業の効果発現に至るロジックを明確にし、どの支援が特に効果があるのか、評価を適切に行い、最も効果的・効率的な施策に重点化するなど、事業のあり方は適宜見直していくべきである。 ・そのためにも、成果目標は、現在の指標である「国産材の供給・利用量」等ではなく、セグメント別または事業ごとに、例えば、利益率や経営の改善度等を含め、より詳細に効果を定量的に測ることができる指標に見直すべきである。このため、川上から川下までのサプライチェーンの中で必要なデータを収集していくべきである。また、農林水産省は、交付金事業である「林業・木材産業成長産業化促進対策」の効果が十分に発揮されるよう、都道府県ごとの取組状況や成果目標の達成の度合い等の地域差の状況を明示することを検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p>・林業の成長産業化に向けて、農林水産省は問題意識を都道府県と共有し、その上で、需要の拡大と安定供給体制の構築を図っていく必要がある。その中で、川上から川下に至るまでの具体的な連携像を明確にしていくことが必要である。その際、川上から川下までを俯瞰した上で、各事業者の利益率やコスト構造を含めて、どこにボトルネックがあり、これまでの政策で解消できた点及びまだ課題として残っている点を振り返り、現在の問題点を明らかにし、それを解消していくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県と問題意識を共有できるよう、林業・木材産業成長産業化促進対策において、実施要領に規定する都道府県が作成する事業構想の記載事項について、見直しや追加を行うものとし、その内容を検討する。 (スケジュール) 平成30年度中に同要領を改正する。 ・川下のニーズにあった木材を、川上・川中が連携して効率的に供給するサプライチェーンの具体的な実例を創出するため、川上から川下に至る事業者が情報を集約・共有する体制を構築する。 (スケジュール) 平成31年4月から生産流通構造改革促進事業により、川下が求めているロット・品質や川上・川中が供給できるロット・品質等の情報を集約し、共有するためのデータベースの整備とともに、これを活用して川上から川下までの各段階の事業者が一同に会するSCM推進フォーラムの設置・運営に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度中に実施要領を改正し、都道府県が作成する令和元年度の事業実施に向けた事業構想の記載事項について、「現状」「課題」を明記することとした。 ・令和元年度より、川上・川中・川下の事業者が連携したサプライチェーンマネージメント(SCM)推進フォーラムの設置(令和元年度は7箇所設置済)や需給情報の共有化に向けた木材需給情報データベース構築(令和元年度内に運用開始)等の取組を支援し、効率的なサプライチェーンの構築を推進。 (令和2年度概算要求での改善状況) <ul style="list-style-type: none"> ・SCM推進フォーラムの各地へのさらなる展開を目指し、令和2年度は、設置支援箇所を拡大するための予算を要求。 ・木材需給情報データベースについては、令和3年度の完全実装を目指し、令和2年度は利用者であるSCM推進フォーラムの意見等を踏まえて機能充実を行うための予算を要求。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 現在の林業・木材産業の問題点を明らかにし、成果目標の見直しを行うとともに、林業・木材産業成長産業化促進対策の都道府県ごとの取組状況を評価することとし、その実施方法を検討する。 <p>(スケジュール)</p> <p>現在の林業・木材産業の問題点を明らかにし、平成30年度中に成果目標の見直しを行うとともに、林業・木材産業成長産業化促進対策の都道府県ごとの取組状況を31年度内に評価することとし、その実施方法を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでの成果目標は、森林・林業基本計画に掲げた国産材の供給・利用量（令和7年度：4,000万m³）そのものであったが、その目標設定に至る過程において、川上、川中、川下のセグメント別に林業の生産性向上（川上）、木材製品の効率的な供給体制の整備（川中）、新たな木材需要の創出（川下）等が課題であると分析していることから、それぞれの課題に応じて事業の成果を定量的かつ毎年度評価できるよう、平成30年度中に国の成果目標を見直した。 <p>また、上記の国の取組を受けて、現在、各都道府県が事業構想の目標の見直しも進めており、令和元年度中には、見直し後の目標に対する都道府県ごとの取組状況の評価を行う。</p> <p>(令和2年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記成果目標の見直しについて、令和2年度予算の実施要領等に反映させることとし、各都道府県に対し、現在見直しを進めている成果目標に即して令和2年度事業実行に向けた検討を進めよう指導を行っている。 	
<p>・川上から川下まで幅広く各種支援を行っているが、<u>各事業の効果発現に至るロジックを明確にし、どの支援が特に効果があるのか、評価を適切に行い、最も効果的・効率的な施策に重点化するなど、事業のあり方は適宜見直していくべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 林業・木材産業の現状や課題、それに対する事業の効果をより詳細に把握、評価し、事業のあり方の見直しを行えるよう、ロジックの検討と併せて、成果目標の見直しを行い評価することとし、その実施方法を検討する。 <p>(スケジュール)</p> <p>平成30年度中にロジックの検討・成果目標の見直しを行うとともに、林業・木材産業成長産業化促進対策の都道府県ごとの取組状況を31年度内に評価することとし、その実施方法を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでの成果目標は、森林・林業基本計画に掲げた国産材の供給・利用量（令和7年度：4,000万m³）そのものであったが、その目標設定に至る過程において、川上、川中、川下のセグメント別に林業の生産性向上（川上）、木材製品の効率的な供給体制の整備（川中）、新たな木材需要の創出（川下）等が課題であると分析していることから、それぞれの課題に応じて事業の成果を定量的かつ毎年度評価できるよう、平成30年度中に国の成果目標を見直した。 <p>なお、見直しに当たっては、①川上では川中が求める効的かつ安定的な原木供給が必要なため、作業システムの効率化や間伐材生産コストの低減を図る、②川中では川下のニーズに対応した外材に対抗できる品質、量等の木材製品の供給が必要なため、施設整備した製材工場等における国産材利用量を増加させる、③川下では住宅分野以外での木材需要の拡大が必要なため、公共建築物等の木造化や木質バイオマス利用を促進するといった、セグメント別の事業ロジックの確認を行いながら適切な目標となるよう検討を行った。</p> <p>また、上記の国の取組を受けて、現在、各都道府県が事業構想の目標の見直しも進めており、令和元年度中には、見直し後の目標に対する都道府県ごとの取組状況の評価を行う。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 林業の成長産業化に向けた予算について、取組の重点化を図り必要額の見直しを行う。 (スケジュール) 平成 31 年度政府予算案に反映。 	<p>(令和 2 年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記成果目標の見直しについて、令和 2 年度予算の実施要領等に反映させることとし、各都道府県に対し、現在見直しを進めている成果目標に即して令和 2 年度事業実行に向けた検討を進めるよう指導を行っている。 林業の成長産業化に向けた予算について必要額の見直しを行い、令和元年度政府予算に反映させた。 <p>○林業・木材産業成長産業化促進対策：対前年 3,404 百万円減 ○木材産業・木造建築活性化対策：対前年 160 百万円増 ○木材需要の創出・輸出力強化対策：対前年 123 百万円増</p>	
<p>そのためにも、<u>成果目標は、現在の指標である「国産材の供給・利用量」等ではなく、セグメント別または事業ごとに、例えば、利益率や経営の改善度等を含め、より詳細に効果を定量的に測ることができる指標に見直すべきである。</u>このため、<u>川上から川下までのサプライチェーンの中で必要なデータを収集していくべきである。また、農林水産省は、交付金事業である「林業・木材産業成長産業化促進対策」の効果が十分に発揮されるよう、都道府県ごとの取組状況や成果目標の達成の度合い等の地域差の状況を明示することを検討すべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果の評価を適切に行うため、成果目標を見直すとともに、林業・木材産業成長産業化促進対策については、都道府県ごとに 30 年度までの取組状況を評価することとし、その実施方法を検討する。 (スケジュール) 平成 30 年度中に成果目標の見直しを行うとともに、林業・木材産業成長産業化促進対策の成果目標について都道府県ごとの取組状況を 31 年度内に評価することとし、その実施方法を検討する。 	<p>これまでの成果目標は、森林・林業基本計画に掲げた国産材の供給・利用量（令和 7 年度：4,000 万 m³）そのものであったが、その目標設定に至る過程において、川上、川中、川下のセグメント別に林業の生産性向上（川上）、木材製品の効率的な供給体制の整備（川中）、新たな木材需要の創出（川下）等が課題であると分析していることから、それぞれの課題に応じて事業の成果を定量的かつ毎年度評価できるよう、平成 30 年度中に国の成果目標を見直した。なお、成果目標に係るデータは、事業実施主体が、都道府県を通じて国に報告することを義務付けており、これにより国が成果目標の達成状況の確認を行うこととしている。</p> <p>また、上記の国の取組を受けて、現在、各都道府県が事業構想の目標の見直しも進めており、令和元年度中には、見直し後の目標に対する都道府県ごとの取組状況の評価や地域差の状況の把握を行う。</p> <p>(令和 2 年度概算要求での対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記成果目標の見直しについて、令和 2 年度予算の実施要領等に反映させることとし、各都道府県に対し、現在見直しを進めている成果目標に即して令和 2 年度事業実行に向けた検討を進めるよう指導を行っている。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	外務省		
テーマ等	技術協力（JICA 運営費交付金）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の予算執行管理問題において、組織としてのガバナンスやプロジェクト管理に課題があることが明らかになったところである。現在、理事及び理事会によるガバナンス強化等の改善策に取り組みつつあるが、これらが単に体制やシステムの変革にとどまることなく、実際にチェック機能が働き、改善の効果が確認できるまで、外部からのチェックを含め、継続的に検証していくことが必要である。 ・個別プロジェクトの実施については、例えば企画策定業務と履行業務の分割など複数者による価格競争となり得る方策を検証し、当初契約における価格競争を強化するだけでなく、期間内の実現可能性をさらに精査するとともに、一者応札時やランプサム契約時の価格精査や、契約変更時におけるその必要性や価格妥当性等のチェック機能、契約変更による増額リスクも踏まえた全体調整等の仕組みを強化し、事業の合理化・効率化を図るべきである。また事業終了後の評価においては、調達能力の向上に資するよう、外部評価のあり方を強化する必要がある。 ・限られた予算を有効に活用するために、各案件の優先順位付けを適切に行えるよう、外務省は、開発協力重点方針等において、更なる重点化を図るべき。また外務省は、JICAと連携して、現場の案件形成・採択及び事後評価に資するよう、我が国にとっての中長期的な裨益に関する具体的な判断基準を示し、基準を満たすものを案件形成・採択するよう努めると同時に、外交政策の観点からのプロジェクトの成果評価に基づいた速やかな見直しが進められるべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議 (令和元年11月5日) 時点における進捗状況	備考
<p>・昨年度の予算執行管理問題において、組織としてのガバナンスやプロジェクト管理に課題があることが明らかになったところである。現在、理事及び理事会によるガバナンス強化等の改善策に取り組みつつあるが、これらが単に体制やシステムの変革にとどまることなく、実際にチェック機能が働き、改善の効果が確認できるまで、外部からのチェックを含め、継続的に検証していくことが必要である。</p> <p>・個別プロジェクトの実施については、例えば企画策定業務と履行業務の分割など複数者による価格競争となり得る方策を検証し、当初契約における価格競争を強化するだけでなく、期間内の実現可能性をさらに精査するとともに、一者応札時やランプサム契約時の価格精査や、契約変更時におけるその必要性や価格妥当性等のチェック機能、契約変更による増額リスクも踏まえた全体調整等の仕組みを強化し、事業の合理化・効率化を図るべきである。</p>	<p>理事及び理事会によるガバナンス強化等の改善も含め、予算執行管理強化に関する諮問委員会の提言については順次実施。諮問委員会の委員による実施状況のフォローアップは2019年度中に行う予定。</p> <p>（スケジュール） 2018年度： 提言内容への対応着手 2019年度： フォローアップの実施</p>	<p>外部有識者による「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言（2018年12月3日受領）も踏まえ、事業費と管理的経費を一元的に管理・統制する権限と責任を持つ予算執行管理室の創設、予算執行状況及び後年度計画額を含む予算執行見通しの可視化、理事及び理事会の役割の明確化と理事会審議事項の拡大等の予算執行管理機能の強化を通じて、2018年度の予算執行を適正に実施した。</p> <p>諮問委員会による提言内容に取り組み、実施状況を同委員会に報告済み。</p>	<p>「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言 最終報告書 https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq000029u3tv-att/20181203.pdf</p>
	<p>1. 価格競争を強化するため、技術協力業務を中心とするコンサルタント等契約（業務実施契約）について、基礎調査業務を中心に導入済みの一般競争入札（総合評価落札方式）の更なる拡大について検討するとともに、技術点と価格点を総合的に評価する選定方法（国際機関や各国ドナーが採用しているQCBS）を制度化する（現行の企画競争では技術点が僅差の場合にのみ価格点を加味）。</p> <p>注) ただし、災害後の緊急支援として、災害からの迅速な復旧・復興のため、支援ニーズ確認・計画策定と平行して優先事業を切れ目なく行う必要がある業務等、公示までに詳細な業務内容の確定が困難</p>	<p>1. について ・コンサルタント等契約（業務実施契約）について、価格が加味される選定方法（国際機関や各国ドナーが採用しているQCBS）を、2019年4月より新規調査案件に適用済みであり、同年末までにその他案件にも適用予定。</p>	<p>報告書 https://www.jica.go.jp/announce/proper/ku57pq00001n1d1-att/report_01.pdf</p> <p>アクションプラン</p>

<p><u>るべきである。また事業終了後の評価においては、調達能力の向上に資するよう、外部評価のあり方を強化する必要がある。</u></p>	<p>である業務を除く。 (スケジュール) 2018 年度中：QCBS の制度化 2019 年度中：新規案件へ段階的に適用</p> <p>2. 價格競争を促進するためには、外国法人及び外国籍人材に係る制限緩和等に加え、発注する業務の内容の一層の明確化や、業務の性質に応じた適切な分割が効果的であると考えているところ。そのため、技術協力プロジェクト業務のコンサルタント契約において、例えば、マスター・プラン (M/P) 策定業務と当該 M/P に基づく個別プロジェクトのフィージビリティ (F/S) 調査業務は分離して発注するなど、企画策定業務及び履行業務の更なる分離を検討する。一者応募・応札の解消に向けては更なる対策を継続的に検討していく。なお、詳細設計調査業務を対象とするランプサム契約の導入等による契約監理の合理化を進める。 (スケジュール) 2018 年度： 詳細設計調査業務を主な対象とするランプサム化の制度化 2019 年度： 企画策定業務と履行業務の分割が可能な発注業務の範囲を整理</p> <p>3. 契約変更による増額リスクへの対応として、一者応札時やランプサム契約時の価格精査を徹底するとともに、契約変更の必要性や価格妥当性等のチェック体制を強化する。 (スケジュール) 2019 年度： 契約時の価格精査の徹底及び契約変更時のチェック体制強化に着手</p> <p>4. 現在の物価水準等を把握するためコンサルタント等契約の経費実態調査を新たに行い、積算基準の改定を行う。 (スケジュール) 2019 年度： 経費実態調査の結果を取りまとめ、新たな積算基準を設定 2020 年度： 新積算基準を適用</p> <p>5. コンサルタント等契約で当初に締結した契約履行期間期限内に業務が履行できない場合のうち、受注者にその原因がある場合については、コンサルタント等契約の契約約款第 19 条に規定されている「履行遅滞の場合における損害の賠償」を適用し、その運用を徹底する。</p>	<p>報告書 https://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq000029h01i-att/20180531_01.pdf</p> <p>2. について ・外国法人及び外国籍人材にかかる制限緩和は、2018 年 12 月以降の新規公示分から導入済み。 https://www.jica.go.jp/announce/information/20181122.html ・詳細設計調査業務（業務量確定部分）を対象にランプサム化を 2019 年 4 月より導入済み。 ・企画策定業務と履行業務の分割の検討を開始。2019 年度内に整理予定。</p> <p>3. について ・事業計画変更の必要性・妥当性の確認を行うための委員会を 2018 年 7 月に設置済み。同委員会での検討等を通じ、契約時の価格精査の徹底及び契約変更時のチェック体制の強化を実施済み。</p> <p>4. について ・コンサルタントの人事費・間接経費の積算方法については、「経費実態調査」を 2019 年 3 月に開始。2019 年 10 月末までに完了し、2019 年度末までに積算基準を改定予定。</p> <p>5. について ・契約約款第 19 条に該当する事案が生じた場合には、同条項を必ず適用する方針。</p>
--	---	---

	<p>(スケジュール) 2018年度： 上記運用について周知・徹底する</p> <p>6. 事後評価結果を活用し、調達能力を含む事業マネジメント能力の向上につなげるフィードバックを一層強化する。具体的には、事後評価報告書のレビューを行い、効率性及び有効性の観点から事業マネジメント向上に資する教訓の分析を行う。また、調達については過去のコンサルタント等の実績評価結果の新規プロポーザル評価への反映方法を制度化する。</p> <p>(スケジュール) 2018年度： 事後評価にかかるフィードバック強化策に着手 2019年度： 実績評価結果の新規プロポーザル評価への反映方法の制度化着手</p>	<p>6. について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業マネジメント能力の向上のため、事後評価から得られた教訓にかかるフィードバック強化策（内部研修の拡充等）を実施済み。 コンサルタント等契約の実績評価結果の新規プロポーザル評価への反映については、現行制度に加え、2019年10月以降に成果品が提出される契約より自動的に反映される制度を導入予定。 	
<p>・限られた予算を有効に活用するために、各案件の優先順位付けを適切に行えるよう、外務省は、開発協力重点方針等において、更なる重点化を図るべき。また外務省は、JICAと連携して、現場の案件形成・採択及び事後評価に資するよう、我が国にとっての中長期的な裨益に関する具体的な判断基準を示し、基準を満たすものを案件形成・採択するよう努めると同時に、外交政策の観点からのプロジェクトの成果評価に基づいた速やかな見直しが進められるべきである。</p>	<p>・開発協力重点方針等において、更なる戦略的な配分を行うことができるよう、2019年度から、各種政策・プロジェクト評価も踏まえ、我が国にとっての中長期的な裨益の観点も盛り込んだ上で、重点事項の更なる選択と集中に取り組む。</p> <p>・財政制度等審議会の建議も踏まえ、案件の形成・採択においては外交政策上の重要性や我が国の国益の観点から、一層きめ細かい案件の優先順位付け及び右に基づくJICAとの連携に取り組む。</p> <p>(スケジュール) 2019年度： 指摘を踏まえた開発協力重点方針の作成 案件の優先順位付けに着手</p>	<p>・2019年6月に、開発協力重点方針の様式等を変更した開発協力の重点を策定し公開。これを踏まえ、同年7月より2019年度分新規技術協力案件の形成プロセスを開始。2020年2月以降に採択予定。</p> <p>・案件形成に際して、外交政策上の優先分野を伝達するため外務本省・JICA本部／現地ODAタスクフォース（在外公館・JICA在外事務所）間のTV会議を実施するなど、JICAとの連携強化に向けた運用改善を実施。</p> <p>（令和2年度概算要求での改善状況） 上記対応を踏まえ引き続き優先度の高い案件を実施するための必要な予算を要求した。</p>	<p>開発協力の重点 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gai/ko/oda/files/000491566.pdf</p> <p>建議（該当ページ75-76ページ） https://www.mofa.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia301120/04.pdf</p>

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	新エネルギー		
指摘事項	<p>・「太陽光発電のコスト低減や信頼性向上等に向けた技術開発事業」については、国内企業の技術開発へ国費を投入する根拠の一つとして、エネルギー安全保障の観点から「技術自給率の向上」が掲げられているが、その定義や具体的な目標等が決まっていない。</p> <p>こうした状況下において、安価な海外製品の購入ではなく、高価な国内製品の技術開発を推進するということは、国民負担の抑制という観点からは非効率なものとなる可能性があり、産業政策やCO2削減など他の効果が期待できなければ、事業の正当化は難しいと考える。</p> <p>この点、産業政策の効果としては、新規市場の創出効果（売上高）だけでなく、<u>利益の試算や税収押し上げ効果等についても明らかにすべきであり、また、CO2削減効果については、CO2削減量の試算、1t当たりのCO2削減コストなどの具体的計算など、事業の効果の把握を十分行うべきである。</u></p> <p>このため、FIT制度など他の既存政策の効果等も踏まえつつ、<u>政策の目標の検討や、CO2削減量などの指標の適切な設定とモニタリングを行うなど、抜本的な改善が必要である。</u></p> <p>また、事業の途中であっても中止とする基準を確立した上で、定期的にモニタリングを行うことにより、当該基準を的確に運用する必要がある。</p> <p>・「地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業」は、<u>FS（事業性調査）や実証前の審査を厳格化することで、実証事業終了後に補助金やFITなしで自立でき、横展開される見込みが高い事業に絞り込むべきである。</u></p> <p>また、自立や横展開の見込みを勘案して、事業の途中であっても中止とする基準を確立した上で、定期的にモニタリングを行うことにより、当該基準を的確に運用する必要がある。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p>・「太陽光発電のコスト低減や信頼性向上等に向けた技術開発事業」については、国内企業の技術開発へ国費を投入する根拠の一つとして、エネルギー安全保障の観点から「技術自給率の向上」が掲げられているが、その定義や具体的な目標等が決まっていない。</p> <p>こうした状況下において、安価な海外製品の購入ではなく、高価な国内製品の技術開発を推進するということは、国民負担の抑制という観点からは非効率なものとなる可能性があり、産業政策やCO2削減など他の効果が期待できなければ、事業の正当化は難しいと考える。</p> <p>この点、産業政策の効果としては、新規市場の創出効果（売上高）だけでなく、<u>利益の試算や税収押し上げ効果等についても明らかにすべきであり、また、CO2削減効果については、CO2削減量の試算、1t当たりのCO2削減コストなどの具体的計算など、事業の効果の把握を十分行うべきである。</u></p> <p>このため、FIT制度など他の既存政策の効果等も踏まえつつ、<u>政策の目標の検討や、CO2削減量などの指標の適切な設定とモニタリングを行うなど、抜本的な改善が必要である。</u></p> <p>また、事業の途中であっても中止とする基準を確立した上で、定期的にモニタリングを行うことにより、当該基準を的確に運用する必要がある。</p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標の一つとしている技術自給率の定義について精査するとともに、企業の利益や税収押し上げ効果、CO2削減量などの事業効果を把握するための指標の設定とモニタリングを適切に行う。 ・事業中止基準については、外部有識者の意見を参考に、上記で設定した指標のほか、変換効率などの技術指標を踏まえて設定し、定期的にモニタリングを行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対応について、平成30年度中に技術自給率の定義、事業効果を把握するための指標、事業中止基準、モニタリングの頻度などを検討し、平成31年度からの事業に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果を把握するための指標については、導入可能量、CO2削減量・削減コスト、市場規模などについて指標を設定し、政策効果を確認した。技術自給率については、不確実性の高い2050年のエネルギー選択における評価軸の一つとして見極めていくことが重要とするものであるが、本事業では国内企業の市場占有率を評価に当たっての参考とすることとした。 ・事業中止基準については、学識経験者等から構成される技術検討委員会を設置し、目標値を定めた上で、目標達成に向けた取組状況などの報告を受け、目標達成の見込みが低いものについては、事業の中止や見直しを行うこととした。 ・モニタリングについては、技術検討委員会において年3回のモニタリングを実施(第1回は6月に実施済み。次回以降は11月及び年度末を予定。)するとともに、事業者面談の実施等による進捗状況の管理を随時行っている。 	

・「地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業」は、FS（事業性調査）や実証前の審査を厳格化することで、実証事業終了後に補助金やFITなしで自立でき、横展開される見込みが高い事業に絞り込むべきである。
また、自立や横展開の見込みを勘案して、事業の途中であっても中止とする基準を確立した上で、定期的にモニタリングを行うことにより、当該基準を的確に運用する必要がある。

- (対応方針)
- ・事業化に関する有識者の意見を参考に審査を厳格化することで自立化や横展開の可能性が高い事業へ絞り込む。
 - ・事業中止基準については、外部有識者の意見を踏まえながら設定し、定期的にモニタリングを行う。

(スケジュール)

- ・上記の対応方針について、平成30年度中に厳格な審査のあり方、事業中止基準、モニタリングの頻度などを検討し、平成31年度からの事業に反映する。

- ・審査の厳格化について、令和元年度の公募実施時より、実施方針を改訂し、学識経験者等からなる採択審査委員会における採算性評価、自立化及び横展開に関する評点の重点化を図った。
- ・事業中止基準については、学識経験者等から構成される評価委員会において、目標達成に向けた取組状況などの報告を受け、目標達成の見込みが低いものや事業化計画が示せないものは、事業の中止や見直しを行うこととした。
- ・モニタリングについては、評価委員会において年1回のモニタリングを実施（12月頃予定）するとともに、現地訪問や事業者面談の実施等による進捗状況の管理を随時行っている。

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	省 CO2 対策（エネルギー対策特別会計）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「省 CO2 型広域分散エッジネットワークシステム実用化推進事業」については、本事業で実証しようとする技術が大企業を中心に実用化間近である中で、事業者の費用負担を軽減する効果ありきであることなどから、こうした事業者が自ら取り組むべきものに国費を投入する必要性は極めて低く、<u>事業実施の必要性を抜本的に見直すべき。</u> ・「遠隔モニタリングシステム活用による効果的な CO2 削減対策モデル事業」については、すでに CO2 削減を進めている中小企業もある中で、遠隔モニタリングを行うことが効率的な CO2 削減につながるとは考え難く、事業を実施する根拠が極めて薄弱であることから、<u>事業実施の必要性を抜本的に見直すべき。</u> ・エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）については、平成 24 年度の地球温暖化対策税の導入により、財源が大幅に拡大している。国際連合で定められた SDGs に貢献していく必要はあるが、他方、財源の大幅な拡大により、<u>不要不急の事業が予算計上されていないかどうか、引き続き、行政事業レビューにおいて検証すべき。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年 11 月 5 日） 時点における進捗状況	備考
・「省 CO2 型広域分散エッジネットワークシステム実用化推進事業」については、本事業で実証しようとする技術が大企業を中心に実用化間近である中で、事業者の費用負担を軽減する効果ありきであることなどから、こうした事業者が自ら取り組むべきものに国費を投入する必要性は極めて低く、 <u>事業実施の必要性を抜本的に見直すべき。</u>	・省 CO2 対策として、エッジシステムのエネルギー消費量及び CO2 排出量の増加抑制の観点から必要と考える事業について要求したが、事業実施の必要性の抜本的見直しについて検討した結果、平成 31 年度予算政府案に計上しないこととした。	・左記の対応方針を決定した。	
・「遠隔モニタリングシステム活用による効果的な CO2 削減対策モデル事業」については、すでに CO2 削減を進めている中小企業もある中で、遠隔モニタリングを行うことが効率的な CO2 削減につながるとは考え難く、事業を実施する根拠が極めて薄弱であることから、 <u>事業実施の必要性を抜本的に見直すべき。</u>	・省 CO2 対策として、地方部における小規模事業者の CO2 削減及び近年の人手不足の改善の観点から必要と考える事業について要求したが、事業実施の必要性の抜本的見直しについて検討した結果、平成 31 年度予算政府案に計上しないこととした。	・左記の対応方針を決定した。	
・エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）については、平成 24 年度の地球温暖化対策税の導入により、財源が大幅に拡大している。国際連合で定められた SDGs に貢献していく必要はあるが、他方、財源の大幅な拡大により、 <u>不要不急の事業が予算計上されていないかどうか、引き続き、行政事業レビューにおいて検証すべき。</u>	<p>・エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）の省 CO2 対策等において、不要不急の事業が予算計上されることがないよう、事業の必要性等について十分に精査していくこととする。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>・行政事業レビューにおいて検証し、毎年度の予算に反映する。</p>	<p>・左記の対応方針を決定した。</p> <p>（令和 2 年度概算要求での改善状況）</p> <p>省内での概算要求プロセス、行政事業レビューを通じて不要不急の事業が予算計上されていないかを検証し、事業内容及び必要額を精査したうえで、令和 2 年度の概算要求に反映した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	統計調査のオンライン化		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査及び経済センサス-基礎調査について、<u>過去の調査</u>における問題点や原因を分析した上で、時代背景を踏まえたオンライン回答率に関する目標を設定し、仮に目標に達しなかった場合は、その要因をさらに分析して、次回の調査時にその改善を図るP D C Aサイクルを効果的に回す必要がある。 ・両調査のオンライン回答率がより一層向上するよう、個人情報の保護に留意しつつ、家計簿アプリケーションを開発した民間事業者との連携を検討するとともに、報告者の負担軽減等に資するよう、<u>他府省庁</u>が保有している行政記録情報の活用を図る必要がある。その上で、総務省は、各府省庁に対し、政府全体としての統計調査が、より効率的に行われるよう、司令塔としての役割を發揮していくべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p>・全国消費実態調査及び経済センサス-基礎調査について、<u>過去の調査</u>における問題点や原因を分析した上で、時代背景を踏まえたオンライン回答率に関する目標を設定し、仮に目標に達しなかった場合は、その要因をさらに分析して、次回の調査時にその改善を図るP D C Aサイクルを効果的に回す必要がある。</p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年調査の実施に当たり、既存調査や試験調査の実績を踏まえ、オンライン回答率の見込み値を、全国消費実態調査は10%から15%に、経済センサス - 基礎調査は25%から30%に見直した。 ・その上で、2024年調査の目標設定に向け、2019年調査の実績から要因分析を十分に行うこと等により、効果的なP D C Aサイクルを確立していく(さらに全国消費実態調査にあっては、経常的に実施している家計調査への適用を通じた実績の分析を加味)。 <p>その際、時代背景等（特に、全国消費実態調査にあっては民間企業の家計簿アプリケーションの普及状況など）も考慮し、より高いオンライン回答率を達成するためにどのような取組が必要なのかを含めて、目標設定のあり方を検討する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査については、2019年調査の実施前までに、オンライン回答率の向上に向けた調査世帯への広報や都道府県を交えたオンライン調査システムの機能改善を実施した上で調査を実施。 その後、2024年調査に向けて、2019年調査の実施状況を2020年にとりまとめ、民間企業の家計簿アプリケーションの普及状況などの把握を行い、家計調査におけるオンライン回答率も踏まえ2022年までに目標設定のあり方を検討する。 ・経済センサス - 基礎調査は2019年6月からの調査開始前に全都道府県及び政令市あてにオンライン回答の促進を周知徹底とともに、効果的なP D C Aサイクルの確立に向け、2019年度中に全都道府県及び政令市との調査実施報告会を開催の上、意見等を集約し、目標設定のあり方を検討する。 	<p>【全国家計構造調査関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国家計構造調査（旧称：全国消費実態調査）におけるオンライン回答率の向上に向けた広報として、調査世帯に対し、オンラインでの回答を喚起するリーフレットを配布した。また、都道府県、市町村に対して2019年5月から暫定版のオンライン調査システムを提供して動作確認等を実施し、都道府県、市町村の意見を踏まえ既存機能の改修を実施した。 ・2019年調査の実施状況のとりまとめに向けて、オンライン調査システムに、オンライン調査システムで回答した世帯に対するアンケート機能を追加し、調査に合わせて実施。 ・（令和2年度概算要求での改善状況）見直したオンライン回答率の見込み値に基づき、令和2年度概算要求を実施した。 <p>【経済センサス - 基礎調査関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針、スケジュールに沿って2019年6月から2020年3月までの期間で調査を実施中。また、2020年1～2月 	

		<p>にかけて全都道府県及び政令市との調査実施報告会を開催し、意見集約等を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> (令和2年度概算要求での改善状況) 見直したオンライン回答率の見込み値に基づき、令和2年度概算要求を実施した。 	
<ul style="list-style-type: none"> 両調査のオンライン回答率がより一層向上するよう、<u>個人情報の保護に留意しつつ、家計簿アプリケーションを開発した民間事業者との連携を検討するとともに、報告者の負担軽減等に資するよう、他府省庁が保有している行政記録情報の活用を図る必要がある。</u>その上で、総務省は、各府省庁に対し、政府全体としての統計調査が、より効率的に行われるよう、<u>司令塔としての役割を發揮していくべきである。</u> 	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年調査に向けて、個人情報の保護に留意しつつ、家計簿アプリケーションを開発した民間事業者との連携や、他府省庁が保有している行政記録情報の活用による報告者負担軽減策を含め、オンライン回答率がより一層向上するように改善策を検討する。 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において掲げられた施策の推進等を図るために設置された「統計行政推進会議」(平成30年6月設置。各府省部局長級の会議体)を中心とする推進体制の中で、引き続き、回答率向上を含めたオンライン調査の推進に係る政府一体となった課題検討等の取組を実施する。 統計委員会と総務省・各府省が連携して実施しているBPR手法を活用した統計棚卸しの活動を2018年7月から開始し、2018年度は「オンライン調査・回収の導入推進」を特別テーマとし、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上に向けて、重点的にチェックすることとしていたところであり、引き続き、統計調査のオンライン化の推進を図る。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年調査のオンライン調査システムの開発に向けて、民間企業が開発した家計簿アプリケーションの活用や連携を引き続き検討する。 「統計行政推進会議」を中心とする推進体制の中で、各府省のオンライン調査の推進に係る取組状況等を把握し、その結果を踏まえ、政府一体となってオンライン調査の導入やオンライン回答率の向上に取り組むとともに、優良事例の横展開を実施する(2019年4月)。 	<p>【全国家計構造調査関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年調査のオンライン調査システムの開発に向けて、民間企業がリリースしているアプリケーションや保有している情報の活用・連携については、2019年の実施状況を調査実施後にとりまとめた上で、活用・検討に着手する予定。 (令和2年度概算要求での改善状況) 本事業は5年に1度、周期的に実施するものであるため、改善に資する事業予算の要求が存在しない。 <p>【経済センサス・基礎調査関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回のオンライン回答率等を分析し、オンライン回答率がより一層向上するよう、行政記録情報の活用も含めて改善策を検討するとともに、各府省等へ情報共有を行う。 (令和2年度概算要求での改善状況) 調査は2019年度中に終了するため、改善に資する事業予算の要求が存在しない。 <p>【政府全体としての統計調査関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)においても、統計調査のオンライン化について掲げられたところ。 毎月勤労統計調査の不適切事案を受け、統計棚卸しを所掌していた統計業務プロセス部会を発展的に改組した「点検検証部会」において、不適切事案の再発防 	

		<p>止や統計の品質向上等の視点から、基幹統計と一般統計調査を対象として点検検証を行った。その結果を踏まえ、統計作成プロセスを適正化するための改善策として、オンライン調査の一層の導入等を盛り込んだ第1次再発防止策を2019年6月の統計委員会で建議したところ。</p> <ul style="list-style-type: none">・各府省のオンライン調査の推進に係る取組状況等の把握については、2019年5月に実施し、その結果の各府省との情報共有を同年7月に行った。	
--	--	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	基金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備導入促進基金について、保険の機能として十分な資金の確保が必要ではあるものの、<u>設定時に想定した事故率が昨今の経済環境やリース先の規模等に照らして合理的な水準であるか、本基金の目的であるエネルギー環境適合製品の導入のインセンティブとなっているか、という点について厳密に検討すべきである。</u> ・両基金について、以上の<u>精査</u>により余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
・省エネルギー設備導入促進基金について、保険の機能として十分な資金の確保が必要ではあるものの、 <u>設定時に想定した事故率が昨今の経済環境やリース先の規模等に照らして合理的な水準であるか、本基金の目的であるエネルギー環境適合製品の導入のインセンティブとなっているか、という点について厳密に検討すべきである。</u>	<p>事故率の水準については、保険の機能として経済危機等に備えるための十分な資金を確保する必要性を踏まえつつ、適切な水準となっているか再精査する。</p> <p>なお、インセンティブについては、ヒアリング等においても利用事業者からは制度に対するポジティブな評価が示されているところであるが、併せて、当該リース保険の利用実績等に係る定量的なデータの分析も行い、実態の把握をより的確に行う。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>危機事故率の水準等を再精査した上で、不用額が生じれば平成31年度中に国庫返納を行う。また、定期的なヒアリングや定量的なデータの分析等を通じ、利用事業者のインセンティブに係る実態をより的確に把握する。</p>	<p>事故率の水準については、保険の機能として経済危機等に備えるための十分な資金を確保する必要性を踏まえつつ、適切な水準となっているか再精査を行い、危機事故率について設定時に想定した6.6%（中小企業信用保証制度の平成20年度の一般保証における事故率）から6.37%（平成20年～22年度を経済危機発生後の合理的な期間として、同制度の平成20～22年度の事故率の平均）に見直しを行う。また、事故率の水準について、保険の機能として経済危機等に備えるための十分な資金を確保する必要性を踏まえつつ、今後の経済環境等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。</p> <p>インセンティブについては、利用事業者及びリース事業者に対する調査を実施し、実態の把握をより的確に行う。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>危機事故率の見直しに伴い生じる不用額（約2.48億円）について今年度中に国庫返納を行う。</p> <p>また、利用事業者及びリース事業者に対する調査を来年度より実施。</p>	

<p>・両基金について、上の精査により余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。</p>	<p>危機事故率の水準等の再精査を踏まえ、不用額が生じる場合は、平成 31 年度中に国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール) 危機事故率の水準等を再精査した上で、不用額が生じれば平成 31 年度中に国庫返納を行う。</p>	<p>(スケジュール) 危機事故率の見直しに伴い生じる不用額（約 2.48 億円）について今年度中に国庫返納を行う。</p>	
--	---	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	基金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業体质強化総合対策事業基金について、平成 26 年度の取崩型から回転型への見直しもあり、助成額と返還額との間で適切に回転している。このため、基金残高は、今後の実証事業の実施に支障が生じないことを前提に、<u>月次等における返還と助成のタイミングのずれにより生じる一時的な資金需要分のみを手当すれば足りると考えられることから、かかる観点も踏まえて基金残高として保有すべき金額はいくらか、という点について厳密に検討すべきである。</u> ・両基金について、以上の精査により余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年 11 月 5 日） 時点における進捗状況	備考
・水産業体质強化総合対策事業基金について、平成 26 年度の取崩型から回転型への見直しもあり、助成額と返還額との間で適切に回転している。このため、基金残高は、今後の実証事業の実施に支障が生じないことを前提に、 <u>月次等における返還と助成のタイミングのずれにより生じる一時的な資金需要分のみを手当すれば足りると考えられることから、かかる観点も踏まえて基金残高として保有すべき金額はいくらか、という点について厳密に検討すべきである。</u>	<p>月次における事業費の支出、基金への返還状況の調査を基に、支出・返還見込みを算定し、今後の実証事業の実施に支障が生じない基金の保有規模の過不足ない水準について精査する。</p> <p>(スケジュール) 基金管理団体等への調査について平成 31 年 2 月末を目途に取りまとめ、その結果を踏まえ、平成 31 年 3 月末を目途に基金残高として保有すべき金額を精査する。</p>	<p>漁業構造改革推進事業（もうかる漁業創設支援事業）は、その対象として採択された漁業改革計画（計画期間：3 年）に取り組む漁船漁業等について、その用船料等相当費の一定割合について補助金により補助するとともに、運航経費について回転型基金から助成を行う事業である。</p> <p>月次における助成費の支出、基金への返還状況について、基金管理団体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して行った調査及び現時点における漁業構造改革推進事業（補助金）の予算の執行状況を基に、令和 4 年度までの月次における助成（支出）・返還見込みを算出し、今後の実証事業の実施に支障が生じない基金の保有規模の水準について精査を行った。</p> <p>(令和 2 年度概算要求での改善状況) 該当なし（令和 2 年度予算において、基金造成するための予算是要求していない）。</p>	

<p>・両基金について、以上の精査により余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。</p>	<p>精査の結果、余剰資金が生じると判断された場合は国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール) 平成 31 年 3月末を目途に基金残高として保有すべき金額を精査し、余剰資金が生じる場合には速やかに国庫返納を行う。</p>	<p>本基金の総額は 230.7 億円（助成額約 53.2 億円、基金残額約 177.5 億円（平成 30 年度末））。</p> <p>本基金により助成する漁業改革計画の採択件数は、漁船の規模等によって異なるが、毎年 4～32 件の計画を採択している。今後も、水産基本計画に基づき昨年漁業者団体により策定された長期代船建造計画（5 年間で 250 隻を代船建造）に則り建造される漁船の一部や大規模養殖業（先進的取組の実証事業）について支援したいと考えており、本基金の今後の月次の助成・返還額の算出にあたり、現状程度の件数を実施することを想定し、現在実施中の漁業改革計画の後年度負担及び現在検討されている漁業改革計画の内容を反映した。また、月内の助成が返還よりも先に生じる可能性を考慮してその差額（貸出額）の最大値について検討したところ、最も貸出額が多くなる時期（令和 4 年 8 月）には約 172.3 億円となることが算出された。当該時点での基金残額は約 58.4 億円である。</p> <p>なお、①一般に燃油代は運航経費の約 26%を占めているが、その価格は平成 28 年以降毎年約 2 割ずつ上昇してきており、人件費や建造費も上昇傾向にあること、②運航経費全体は対象とする漁業種類により異なり、今後、認定される漁業改革計画については、多額の運航経費を必要とするものが増加することが予定されていることから、実証事業の実施に支障が生じない水準の基金残額（最大貸出額の 2 割。34.4 億円）を算出し、24 億円を令和 2 年 3 月に国庫返納する。</p>	
---	---	---	--

平成 30 年「通告」の指摘事項に対する各府省の対応状況
(令和元年 11 月 5 日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業		
指摘事項	<p>本事業のうち、国内石油天然ガスに係る地質調査は、日本周辺海域の未探鉱地域等において、石油・天然ガスのポテンシャルを把握するための基礎調査や、これまでの調査結果に基づき、石油・天然ガスの存在や地質・地質構造を具体的に確認するための掘削調査などを実施するものである。また、メタンハイドレートの研究開発は、砂層型（主に太平洋側）は安定生産を実現するための生産技術の開発等を行うものであり、表層型（主に日本海側）は回収技術の調査研究を実施している段階で、今後、その成果の評価等を行うものである。</p> <p>本事業による国内石油天然ガスに係る地質調査やメタンハイドレートの研究開発は、エネルギー安全保障の観点から引き続き重要であるが、このうち国内石油天然ガスに係る地質調査については、2019年度から新規で民間事業者による掘削調査について補助を導入することとしている。この点について、既に国が委託事業として掘削調査をしており、2019年度も継続することになっていることから、それに加えて<u>民間事業者による掘削調査への支援を行う必要性や範囲について厳しく精査するとともに、探査については2019年度は前年度よりも探査予定の面積が減少していること等を踏まえ、必要額を厳しく精査すべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p>本事業のうち、国内石油天然ガスに係る地質調査は、日本周辺海域の未探鉱地域等において、石油・天然ガスのポテンシャルを把握するための基礎調査や、これまでの調査結果に基づき、石油・天然ガスの存在や地質・地質構造を具体的に確認するための掘削調査などを実施するものである。また、メタンハイドレートの研究開発は、砂層型（主に太平洋側）は安定生産を実現するための生産技術の開発等を行うものであり、表層型（主に日本海側）は回収技術の調査研究を実施している段階で、今後、その成果の評価等を行うものである。</p> <p>本事業による国内石油天然ガスに係る地質調査やメタンハイドレートの研究開発は、エネルギー安全保障の観点から引き続き重要であるが、このうち国内石油天然ガスに係る地質調査については、2019年度から新規で民間事業者による掘削調査について補助を導入することとしている。この点について、既に国が委託事業として掘削調査をしており、2019年度も継続することになっていることから、それに加えて<u>民間事業者による掘削調査への支援を行う必要性や範囲について厳しく精査するとともに、探査については2019年度は前年度よりも探査予定の面積が減少していること等を踏まえ、必要額を厳しく精査すべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 掘削調査について、民間事業者による掘削調査への支援を行う必要性や範囲について厳しく精査した結果、必要性については、有望な構造への試掘機会を増やすため、真にリスクを取り、開発意欲のある民間事業者による掘削調査に対する支援（補助）への重点化が必要であるとの判断に至った。支援の範囲については、掘削機器等に係る経費への支援時期を見直したほか、事業の内容についても引き続き精査・検討を行うこととする。 探査については、2019年度以降は、大水深海域など、これまでよりも難易度の高い海域を対象とすることに伴って探査予定面積が減少したものであるが、一層の効率化を図るとともに必要額を精査した結果、調査機器等に係る経費を見直した。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による掘削調査への支援について、事業の内容について精査・検討を行った結果、人件費を補助対象経費から除外することとし、交付要綱を制定した。 <p>（令和2年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発意欲のある民間事業者による掘削調査に対する支援（補助）への重点化を図ることとし、令和2年度予算概算要求額に反映させた。（▲7億円） 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業費		
指摘事項	<p>本事業は、2020年からの自動走行システムの社会実装に向け、トラックの隊列走行において2台目以降の後続車両を無人として隊列を組む走行の実証や、遠隔の管制センターからオペレーターが車両の自動走行を監視する管制自動走行の実証を委託により行うものである。</p> <p>本事業自体の重要性は認めるものの、本事業の委託先は、技術力と資金力を有する大企業等であること、また、社会実装に向けた最終段階にあり、企業のビジネス獲得につながることが予想されるものであることから、<u>どこまで国費を投入して支援すべきものであるのか、補助事業としての実施可能性など厳しく精査すべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年11月5日） 時点における進捗状況	備考
<p>・本事業は、2020年からの自動走行システムの社会実装に向け、トラックの隊列走行において2台目以降の後続車両を無人として隊列を組む走行の実証や、遠隔の管制センターからオペレーターが車両の自動走行を監視する管制自動走行の実証を委託により行うものである。</p> <p>本事業自体の重要性は認めるものの、本事業の委託先は、技術力と資金力を有する大企業等であること、また、社会実装に向けた最終段階にあり、企業のビジネス獲得につながることが予想されるものであることから、<u>どこまで国費を投入して支援すべきものであるのか、補助事業としての実施可能性など厳しく精査すべきである。</u></p>	<p>・自動走行のターゲットには、車両内有人と車両内無人が存在する。本事業は、車両内無人の自動走行システムの社会実装を目指すものであるが、社会実装に向けた法制度が未整備、技術的難易度が高く、開発コストが高額である等採算ベースに乗るには時間を要する。このため、補助事業の導入は難しく、平成31年度予算政府案では委託事業を維持することとしたが、これまでの実証結果を踏まえ、車両内無人で行うことが適切でないと判断した部分について支援対象から外すこととする。補助事業の導入についても引き続き検討を行うこととする。</p>	<p>・左記の対応方針を踏まえ、令和元年度は委託事業を維持した上で1地域を支援対象から除外した。</p> <p>・補助事業の導入については、引き続き検討を行う。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	防衛省		
テーマ等	防衛省 A I データ管理基盤（クラウド）の整備		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、防衛省の 40 の情報システムをクラウド化することにより、サーバを集約させ運用経費等の削減を図るものであり、併せて、A I 技術活用により文書管理業務の効率化を図ることとしている。さらに、PFI を活用し、通常の国庫債務負担行為年限（5 年）を超える 13 年の事業として実施予定であり、事業費は契約額ベースで 558 億円となっている。 ・本事業の実施は、クラウド統合に伴う大幅な経費削減が見込まれることが大前提であり、その費用対効果を厳しく精査する必要がある。また、13 年もの長期事業であることに鑑み、その期間中にわたる一定水準以上の性能保証、今後の技術革新の反映や仕様変更によって発生する追加コストの回避が PFI 契約上担保できるか、厳しく精査する必要がある。 ・なお、A I 技術導入に関しては、本年春から防衛省が実施している文書管理改善策について実績や課題を評価したうえで、改めて A I 技術導入の在り方を検討することが適当である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和元年 11 月 5 日） 時点における進捗状況	備考
・本事業の実施は、クラウド統合に伴う大幅な経費削減が見込まれることが大前提であり、その費用対効果を厳しく精査する必要がある。また、13 年もの長期事業であることに鑑み、その期間中にわたる一定水準以上の性能保証、今後の技術革新の反映や仕様変更によって発生する追加コストの回避が PFI 契約上担保できるか、厳しく精査する必要がある。	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業形態、契約形態及び費用対効果について、厳しく精査した結果、本事業について、令和元年度政府予算案へ計上しないこととした。その上で、令和 4 年度中のクラウド統合を見据え、部外コンサルタントも活用し、関係省庁と密に調整しつつ、更なる精査及び検討を行い、令和 3 年度概算要求時までに最適な事業形態、契約形態及び費用対効果を決定する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月中に、部外コンサルタントと契約し、事業形態、契約形態及び費用対効果について、更なる精査及び検討を開始。 	<p>※左記修正理由 文書管理業務の自動化・システム化に関する具体的な仕様の標準例等が今年度末を目途に内閣府から示されることとなり、令和元年度に防衛省独自の調査・検討を行ったとしても必要な成果が得られない」と判断し、事業全体のスケジュールを 1 年後ろ倒しすることとしたため。 (令和 2 年度概算要求での改善状況) 令和元年度の所要の調査・検討は 1 年後ろ倒しし、同調査・検討に係る経費を令和 2 年度概算要求に改めて計上した。</p>	
・なお、A I 技術導入に関しては、本年春から防衛省が実施している文書管理改善策について実績や課題を評価したうえで、改めて A I 技術導入の在り方を検討することが適当である。	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省が実施している文書管理業務の現状把握及び課題の分析・評価を行う。 <p>その上で、令和 4 年度中のクラウド統合を見据え、今年度末を目途に内閣府から示される予定の文書管理業務の自動化・システム化に関する具体的な仕様の標準例等も踏まえ、必要に応じ、AI 等の先行的な IT 技術</p>	<p>・本事業について、令和元年度政府予算案への計上を取りやめ、まずは令和元年度中に、文書管理業務の現状把握及び課題の分析・評価を行い、その上で、令和 2 年度において、必要に応じ、AI 等の先行的な IT 技術も調査し、文書管理に係るシス</p>	

	<p>も調査し、文書管理に係るシステムに関する検討を行い、令和3年度概算要求時までに最適な文書管理に係るシステムの在り方を決定する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度中に、文書管理業務の現状把握及び課題の分析・評価を実施。 ・必要に応じ、令和2年4月から、AI等の先行的なIT技術の調査を開始。 	<p>ムに関する検討を行うこととした。</p> <p>※左記修正理由</p> <p>文書管理業務の自動化・システム化に関する具体的な仕様の標準例等が今年度末を目途に内閣府から示されることとなり、令和元年度に防衛省独自の調査・検討を行ったとしても必要な成果が得られないと判断し、事業全体のスケジュールを1年後ろ倒しすることとしたため。</p> <p>(令和2年度概算要求での改善状況)</p> <p>令和元年度の所要の調査・検討は1年後ろ倒しし、同調査・検討に係る経費を令和2年度概算要求に改めて計上した。</p>	
--	--	--	--